

パブリックコメント及び意見交換会 資料一覧

○ パブリックコメント	1
○ 浜田市議会との意見交換会	9
○ 浜田自治区地域協議会	19
○ 浜田自治区地区まちづくり推進委員会連絡会議	21
○ 金城自治区地域協議会	25
○ 旭自治区地域協議会	29
○ 弥栄自治区地域協議会	31
○ 三隅自治区地域協議会 意見	33
○ 三隅自治区地域協議会	35
○ 三隅自治区地区まちづくり推進委員会・自治会 意見交換会	53
○ 浜田商工会議所	61
○ 島根県立大学	63
○ リハビリテーションカレッジ島根	67

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見 (パブリックコメント)

1	意見の概要	<p>(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案) を読んでみて、総花的でそれぞれの役割が明確になっていない印象を受けました。現在の浜田市自治区設置条例と比較しても、自治区長の設置に関する条項が廃止されたこと以外の違いも良くわかりませんでした。以下の事項について見直しを要望します。</p> <p>1 浜田市のまちづくりについて、浜田市長をはじめとして、浜田市の各組織の役割を明記する。浜田市長や浜田市各組織が、市民が市政について自ら考える情報を提供するだけでなく、市民に対してまちづくりの計画、実施、検証について何をするか明確にする。 (第3章の見直し)</p> <p>2 地域協議会の委員決定の方法について、もう少し具体的にします。地区まちづくり推進委員会、各自治会から何名以上推薦する、他のまちづくり活動団体の具体例をあげる、推薦が多かった場合の人選方法、等々。 (第5章の見直し)</p>
2	意見の概要	<p>私としましては、まだまだ未完成であったと思っていました「自治区制度」ですが、今回この制度に代わる新しい制度を作って浜田市の未来を構築することになります。</p> <p>そこで、現在の自治区制度の何が何に、どのように代わるのか丁寧に説明をする必要があると思います。</p> <p>今回の条例の中では、そのあたりが見えてきません。これまでも「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできたと書かれていますし、そのようにしてきました。今度はどうかと条例を見ますと、やはり同じことが書かれています。なぜだろうかと皆さんは思われると思います。十分な説明をお願いします。</p> <p>私は現行の自治区制度のもとで、協働のまちづくりをより強く進めるための意識改革が求められたと思っています。</p>

3	意見の概要	<p>地域協議会のあり方について、自治区制度に変わる新たな制度を作るのに、地域協議会の制度を変えないということが理解できません。</p> <p>自治区長もいなくなることになれば、あとは地域の状況や課題・要望を市長に伝える者は地域協議会の代表しかいません。地域協議会の権限を強くし、市長も常に地域協議会と協議して市政を司る仕組みにしなければ、地域住民は不安でなりません。どんどん行政が地域から遠のきます。</p> <p>聞くところによりますと、支所長もその任を任されると言います。あり得るのですか。まやかしにしか思えません。</p>
4	意見の概要	<p>第7章の表題について、「条例の検証」ではなく「条例の推進」であると思います。条例をしっかりと身のあるものにするためにはどんな策を講じますということが良いと思います。</p> <p>何度条例を閲覧しても、絶対的な必要性を感じません。何をどのようにしたいのかが見えてきません。この条例は必要なのでしょうか。</p> <p>市の役割や市民の役割について記述してありますが、これは当然なことですし、こんなことをするのであれば、何もかも条例化することになりませんか。</p> <p>それにより合併によって市役所（行政）がどんどん遠のくことへの不安、不満の解決策を講じて頂きたい。以前パブコメで意見を申し上げましたが、合併してからというもの何も良いことはありません。悪くなったことばかりが積み重なります。</p> <p>私たちは助けてほしいのです。助けて頂くための具体的な浜田市の政策を待ちこがれています。</p>
5	意見の概要	<p>第23条「推進体制」とあるが検証組織等が明解でない。</p> <p>第24条「条例の見直し」見直しの場合の検討体制が明解でない。</p> <p>都合のいい人選では発展した体制になりません。左右の意見を持った人選によりまとまった時の効果は大きくなります。未来を見越し時代に沿った体制作りをして下さい。</p>
6	意見の概要	<p>第2条について、事業者が、市内において事業活動を行うものとなっており、これでは営業エリアに本市が含まれる事業者はすべて対象となります。まちづくりの主体を考えるうえで、ここまで対象を広げる必要はないと思います。</p> <p>次に、まちづくりの定義にある自分達が暮らす地域とは、他の章との関連付けからみて、広くて地域協議会エリアと捉えるのがふさわしいと思います。</p>

7	意見の概要	<p>第4条について、まちづくりの条例に、自治基本条例のような市民の権利を規定する必要があるのでしょうか。そもそも、ここに書いてあることは、法律や浜田市の制度などで担保されており、あえて記述する必要はないと思います。</p> <p>市民等には、事業所も含まれており、市内において事業活動を行うものとの定義で言えば、本市を営業エリアとする全事業者が対象となります。本市の地域のまちづくりを考えるうえで、まちづくりの主体としてそうした事業者を含めて考えることは適当でないと思います。また、事業者については、政治活動、宗教活動等の言及もなく、営利目的などの制約もありません。第2条の定義と合わせて再検討する必要があると思います。</p> <p>参画する権利、知る権利、意見を述べる権利が市政全般に保証される規定であり、既に施行している各種制度との整合性が図れているのか疑問に思います。</p> <p>また、この条例は、市民等と市が、ある意味「対等」に協働してまちづくりを進めるための理念を定める条例であると思うので、それぞれ協働するための役割等を定めるにとどめ、この条例に市民等の権利を定めることは、バランス的にも適当でないと考えます。</p>
8	意見の概要	<p>第6条について、市政すべてが、本条例でいうまちづくりと関連するものではないと思います。</p> <p>ゆえに、市政という表現は、まちづくりに置き換え、この条例の趣旨に合うようにまちづくりに特化した表現にするのがふさわしいと思います。</p> <p>また、第1項は、第10条第1項とも重複し、市民等の役割には同様の項目がないことから、既述の必要はないと思います。</p> <p>第2項は、当然のことではありますが、「分かりやすい」や「誠意」といった表現の判断基準は個々に異なり、相手の求めるものを満たせない場合、誠意がない、分かりにくいと捉えられることは大いにあります。こうしたことから、記述しないのが適当だと思います。</p>
9	意見の概要	<p>第7条について、第1項は、第13条第1項の人材育成に包含されており、記述は必要ないと思います。</p> <p>第2項は、公務外での取り扱いを規定したものであると思います。第5条で市民等の役割が規定してあり、重複しているため、記述は必要ないと思います。</p> <p>また、職員は第2項のとおり積極的にまちづくりに参画するよう努めることはもちろんですが、この条例は市民等と市が協働してまちづくりを進めようとする条例であることから、この条例にこの第2項のような規定を記述することは適当ではなく、このような規定を定めたい場合は、この条例ではなく別の条例等に規定した方がこの条例の趣旨やバランスとしても良いのではないかと思います。</p>

10	意見の概要	第9条について、定義上、市民等には事業者が含まれています。第1項で、その市民等が事業者と連携を図るという構図となっており、条文の整理が必要であると思います。
11	意見の概要	本条例では、情報の定義が曖昧であり、取り扱う情報が、市政全般であつたりまちづくりに関するものであつたりとまちまちになっています。第10条にあるとおり、本条例で取り扱う情報は、まちづくりに関する情報ということで、統一すべきであると思います。
12	意見の概要	第11条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の対象として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当と思います。 また、第1号から第4号までの記述は、市政全般を意識した項目になっているようですが、本条例で取り扱うまちづくりや情報の定義と整合を図る必要があると思います。 また、第12条でパブリックコメントを参画方法として示してあり、既存のパブリックコメント制度とも整合性が必要だと思います。
13	意見の概要	第12条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の手法として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当と思います。効果的であると認めるのは、誰の判断によるのか基準が曖昧であり、また、効果的であると認められた場合は全ての項目で行うのか、いくつの項目を行えばよいのかという点も曖昧であることから、「いずれか」と表現する方がふさわしいと思います。
14	意見の概要	第19条について、「地域協議会と他のまちづくり活動団体と連携し」とあるが、そもそも附属機関と活動団体は役割が異なるもので、ここでの地域協議会の表現は除くべきだと思います。
15	意見の概要	第21条について、第1項は第6条第1項と、第2項は第6条第5項と内容が重複するので、第6条第1項及び第5項を削って、第21条を残して具体的な行動として整理することが適当であると思います。
16	意見の概要	第23条について、検証のための、目標設定や計画策定については、本条例には言及されていません。必要ないのでしょうか。

17	意見の概要	<p>本条例は、第1条の目的を第2条の定義を引用してかみ砕けば、市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、地域の活動に参画し、責任や役割分担を明確にし、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくためのものと言えるのではないかと思います。</p> <p>また、地域協議会や地区まちづくり推進委員会が規定されており、協働のまちづくりの推進母体の1つと位置付けられています。</p> <p>これらのことから、本条例で言うまちづくりとは、市政全般ではなく、各地域での取り組みを指すものと解釈するのが適当だと思います。</p> <p>ゆえに、本条例において市政という表現が使われることで、市の政策判断に常に市民や事業者が関わるという内容になっていることに違和感があります。</p>
18	意見の概要	<p>自治区制度によって、市の中心部から遠い住民は、自治区長に相談することが出来、大変良かった。</p> <p>今後は、地域協議会が市長に提言されるとの事だが、そこに行くまでの道筋が不明に思われます。</p> <p>公民館のコミュニティセンター化についてですが、公民館活動の中心は「生涯学習」と「行政窓口業務」の二本立ての様です。それに見合う人員配置をお願い致します。</p> <p>新しい制度に変わっても、実行するのは人だと思います。現状は良いと思いますが、公務員は住民のために働く方々と思っています。市長、部長さん等の方を向かず、常に住民の方を向く様に、今以上にお願い致します。末端の住民に「毛細血管に血がゆきわたるように」楽しく安心して生活できるようにお願い致します。このような思いが叶う制度に発展することを切に願います。</p>
19	意見の概要	<p>新しい条例では、市長に意見を述べることはできるものは地域協議会のみになります。地域協議会からの提言をどれ程汲みとっていただけるのか不安です。市の中心部から離れた地域が、更に見離され、切り捨てられていくのではないかと危惧しています。そのような事がないよう、地域協議会の位置づけをより重要なものにしていただきたいと思います。</p> <p>コミュニティセンター化については、すでにまちづくりの拠点になっている公民館もあれば、まちづくりに関わっていない公民館もあり、足並みが揃ったスタートではありません。各センターで状況は大きく違うのですから、人員体制も各センターの状況に応じたものにしていただきたいと思います。</p> <p>地域の違いや特性は大事ですが、進む方向が違ってはいけません。</p> <p>全地域が同じ方向に向かって歩みを進めていける制度となって欲しいと思います。</p>

20	意見の概要	<p>来年 4 月から条例が施行されることになっていますが、公民館やまちづくり委員会は、現実問題として、今後どのような形でまちづくりを進めていけばよいのか、新しい制度の具体的な中身が見えないので、ほとんどの住民は不安を抱え、公民館やまちづくりの関係者は困っています。</p> <p>まちづくりの拠点となる公民館のコミセン化に向けた調整については、今後、教育委員会が公民館と話し合いをされると伺っていますが、今後まちづくりを進めていくうえでは、公民館だけでなく、まちづくり推進委員会をはじめ地域で活動されている様々な組織も一緒になって調整に向けた議論をしないと、新たなまちづくりの拠点にはならないと思います。</p> <p>12 月に条例を作って、それから分かりやすい説明を行うとのことですが、これでは新年度には間に合いません。やりながら作っていくというのも無責任ではないでしょうか。早くコミュニティの形を示していただき、地元での議論が始まるように取り組んでいただきたいと思います。</p>
21	意見の概要	<p>この条例作成にあたり、検討委員会を重ね、市民との意見交換を束ね纏められた職員の方々の作業に敬服します。</p> <p>この条例作成のプロセスを経験された職員の方々は、条例作成における様々な団体代表者との協働作業をされる中で、協働を体感されたと推察します。</p> <p>今後、浜田市中山間部においては、超高齢少子社会が更に急激に変化すると予測されます。条例に明記されている地域の人材育成、市の職員の方々も研修を重ね地域人としても協働のまちづくりに参画されるよう期待します。</p> <p>地域協議会とまちづくり推進委員会、他の団体との連携については、第 6 章で纏められています。このパイプが地域の課題解決のための市民参画による地域政策作りに大きく関与するものと期待します。</p> <p>※この条例が浜田市協働のまちづくりのバイブルとなり、まちづくりを我が事として取り組む市民が増えていくことを切に願っています。</p>

22	意見の概要	<p>①「〇〇の推進に努めるものとする」という表し方が多いのですが、努力するけれども、できなかった時はいたしかたないという説明にすりかわりやすいのではと思います。</p> <p>②検証の体制が盛り込まれたことはとても大事だと思います。まちづくりは、市民も、先導する市職員の意識も合わさって成し遂げられるものです。検証の折、市職員さんの意見も十分反映され、それらが埋没しないよう尊重されるものにしてください。</p> <p>③第22条答申では、「公民館に社会教育活動のほか」があるのに、パブコメにはその箇所がない。そのまま文言を残さないのですか。</p>
23	意見の概要	<p>公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しているが、まちづくりと社会教育の2つの拠点となるコミュニティセンターは、まちづくり活動に柔軟に活用でき、かつ、行政各部署との円滑な連絡、調整を図ることが望ましく、センター所管は市長部局へ移管することが適当と考える。といいながら、社会教育事業が後退することがないように、社会教育は教育委員会が、そのまま所管しながら、市長部局と連携を強化する仕組みを検討するという。</p> <p>公民館をコミュニティセンター化するメリットが見えてこない。設置数、管理運営、職員体制を考える時、特に変更点は認められない。名前だけの変更か。</p> <p>更に、人口減少と高齢化が急激に進行している様は、どこの集落、自治会においても同様であり、地域の担い手不足は、まちづくり委員会、集落の役員経験者であれば誰もが感じている事。多くの時間と労力を要し、この検討会が行われたであろうメンバーの方々、結局は選ばれたメンバーだけが苦勞して、周囲は関心がない、知らないというのが現状である。</p>
24	意見の概要	<p>平成17年の市町村合併から、三隅自治区も地域の特性を活かしながら、地域住民がひとつになって地域活性化の為に頑張ってきました。</p> <p>しかし、15年も過ぎれば人口は減少し、とくに広い黒沢地域は若者が少なく、一人ひとりに対する地域の負担が多くなり、住みにくい地域になってきました。それでも公民館とまちづくりが一体となって、地域活性化の為に今、頑張っているところです。</p> <p>これから公民館がコミュニティセンターになるわけですが、人材を増やそうにもこれ以上人がいない、課題も山積みになっている地域の声にもっと耳を傾けていただきたいと思います。また、より良いまちづくりに繋がる為にも、生活条件が不利な地域への予算配分を少しでも多く支援していただけるようお願いいたします。</p>

25	意見の概要	<p>条例を作る前に今ある総合振興計画やまちづくりに関する進捗状況や問題点を市民に対して丁寧に報告すべきであろうと思う。</p> <p>また、今回の条例について都市計画や環境対策といった狭義のまちづくり対策ではなく広い意味でのものであるとすれば、まちづくりの意味合いや方向性、住民の合意形成など、まちづくり意識の醸成が必要なのではないだろうか。</p> <p>浜田市の現状や将来を考えれば、人材や資本が不足する中で行政と市民が協力して問題解決にあたることは大切なことだと思う。ならば、市民の意見に対して真摯に対応すべきである。画餅とならぬよう実効性のあるものとして施行して頂きたいと思う。</p>
----	-------	--

意見数：14名26件

※ 1名1件については、この度のパブリックコメントで求める趣旨とは異なる内容だったため、公表いたしません。

なお、いただいたご意見については、関係する部署へ申し伝えます。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(浜田市議会との意見交換会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	「担い手不足による～地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。」という内容について、行政のスリム化が草刈作業や防災活動、施設の維持管理に問題が起きているのか。	条例制定に至った経緯として、行政が支援できていたことが、これからは行政だけでは課題の解決が困難となり、市民の総参加により共助によって解決していこうという理念がある。ここで言う「スリム化」という表現は、そういった意味を説明するための前文だと考えている。そういった意味が読み取れないということなので、見直しを検討する。
2	「本市に暮らす子どもから高齢者まで」とあるが、浜田市では「障がいのある人、ない人」「多文化共生」という言葉もある。年齢だけでなく地域共生社会が想像できるような表現にできたらよいと思う	(意見)
3	「市民と市による協働のまちづくり」となっているが、「市民等」ではないのか	「市民等」が正しいので、修正する。
4	「持続可能な元気な浜田」の「元気」とは、市長の言っている「元気」なのか一般的に言う「健やかな状態」を指すのか。	前文については検討委員会で出たキーワードを集めて作りこんでいる。その中で「笑顔」、「元気」という言葉を、検討委員からいただいており、その言葉だと思っていただきたい。
5	「元気」とはどういう状態を指しているのか。前文で書かれた時に、「元気」な状態を目指すことが良いのか、元気な姿に向かって協働しながら活動していきましょうということが言いたいのか。	個々の市民の「元気」ももちろんだが、元気な活力のある街を目指していこうという思いが、ここでは込められていると理解している。
6	第2条 「市民」に「通勤もしくは通学するもの」、「事業者」に「市内において事業活動を行うもの」とある。この条文は、日本の状況において、反日活动家に対して利用されやすい。これに對抗できる形はとっておくべき。	検討委員会としてまとめられたものだが、ご指摘の点については、市としても憂慮しており、しっかり検討していきたいと考えている。
7	第2条 「市民」の定義を分かりやすく、絞り込むべき。市民でない人が市内で市民運動を先導するといった事例もある。	この定義については、しっかり検討しないと今後のトラブルになると考えている。内部でしっかりと精査し決定したい。
8	第2条 「市民」の定義について、浜田市の協働のまちづくりという観点で考えたときには、地域の課題は地域が一番知っている。地域以外の人意見が述べても、地域の課題はわからない。そういった点を掘り下げて「市民」の定義を考えていただきたい。	一つ承知していただきたい点は、地域に様々な課題があり、人材が不足していることも課題の一つである。市では関係人口にも着目し、市外にいる人にも地域の課題解決のためにお手伝いいただきたいという視点も考えている。定義をどうするかということはあるが、そういった人に応援してもらい、持続可能なまちづくりを進めていきたいという思いもある。

9	「関係人口」の考え方について説明してもらいたい。	協働のまちづくりの理念とは、公助だけではまちづくりの課題が解決しないとき、住民が自主的、主体的に参画し、その課題解決に努めていこうとするものが根本にある。しかしながら、人口減少が進み、地域によってはそういった取り組みをする人材に悩んでいる所もたくさんある。その課題を解決するために、住民票の有無ではなく、市街地に居住する関係人口の皆さんに応援してもらおう手法もあると思っている。定義については、そういった点を踏まえて、どのように整理するかをまとめたいということで、地域課題が様々な人の力を借りる中で解決することが重要なので、そういう視点に立ったときに、どういった関わりを持つ人を大切にしていかがが大事な観点だと思う。
10	第2条 「市民」の定義について、「市民」という場合には、まちづくりについて通行人といえども参画をするといった意味がよいと思う。	(意見)
11	第2条 「まちづくり活動団体」に「政治活動または宗教活動を主たる目的としない」とあるが、この記述はかなりアバウトなので、もう少し詳細に明記すべき。	条例を検討する中で、参考にさせていただく。
12	第2条 「まちづくり」の定義について、「市民等」とあるが、ここに「市」は含まれるのか。	「市民等」とは「市民」及び「事業者」として定義している。
13	「市」が行っている活動は「まちづくり」ではないということか。	「市民等」には含まれない。表現の中には「市民等及び市が」と表現している部分もある。
14	議会が必要ないような印象を受ける。議会の役割は何になるのか。そういった議論は無かったのか。	議会の役割、議会の機能に関する議論はあった。ただ、浜田市では議会基本条例が既に制定されており、その中で整理されているということなので、今回の条例ではそれ以外の部分をまとめている。
15	議会基本条例と市民の権利の規定されたまちづくりの条例がぶつかった時に、どちらに優勢があるか考えるか。	条例に優劣はないと考えている。二つの条例に矛盾が生じているようであれば、後から策定される、まちづくり条例を見直していく必要があると考える。
16	第4条 「権利」は非常に重たいものであり、他の表現に見直すべきである。逆に「役割」が非常に軽い。これに合せた表現に整理すべき。	検討委員会でも、この「権利」どうするかについて真剣に議論され、結果としてこのように答申された経緯がある。今回の意見についてもしっかりと受け止めて検討させていただく。
17	第4条 市民の権利となると、あまり暴走するようなイメージではなく、市民の基本的なことを保障するというので、市政参加を市民の権利として、規定した方がよい。	(意見)
18	第6条第3項 「市民等が参画する機会を積極的に設け、市民等の意見等を把握し、市政に反映する」とあるが、いただいた意見については個人情報の保護を徹底すべきと考える。個人情報を保護するという市の役割は規定しなくてよいのか。 市民からいただいた意見については、市の役割として個人情報の保護を徹底するというのを規定すべきと考える。	個人情報保護については、別に条例に定めており、その規定を遵守することを前提としたまちづくり条例だと考えていることから、ここでは規定していない。

19	第6条 市の役割の解雇に、「人的支援や、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的支援」とあり、個性に配慮した上となっている。まちづくり活動の地域差は個性なのか。	個性という捉え方が、条例の内容を明確に表現しているか改めて検討したい。
20	第7条第1項 この規定については、第6条にまとめても良いのではないかと。	(意見)
21	第7条第2項 職員も職を離れば市民となる。ここまで規定すると職員は重たくなるのではないかと。	(意見)
22	第12条第2項 答申に合ったものが、パブリックコメントでは削除されている。公開を避ける目的で削除したのか。答申により、市民に対しオープンにやっていくとしているものを削除する必要はない。再度、見直しを検討して欲しい。	浜田市情報公開条例において、同様の規定があるとの指摘があったことから削除した。
23	第13条 人材育成については非常に重要であり、もっと強い思いをもって規定すべきであり、逐条解説についてもインパクトのある人材育成を引用してもらいたい。コミセンの報告書では、人材育成が必要と大きく書いているのであれば、条例についても大きく扱ってもらいたい。	人材育成については、特にしっかりやっていくべきことで、検討委員会ではこの位置でまとめられているが、条例の中の位置づけについては、全体のバランスを見る中で考えたい。
24	第14条 「役割」を「所掌事項」としているが、法令上見直す必要があったのか。 「役割」は与えられた役目、「所掌事項」はある範囲の事務をその責任・権限で管理することとなっており意味が異なる。条例制定を機に、見直しはどうか。	自治区設置条例の表現に合わせて見直した。ご意見を踏まえて検討させていただく。
25	第15条 地域協議会は市長に意見を述べることができるかとあり、これが住民の声を市政に届ける唯一の手段となる。運営規則にある地域協議会の構成については、本庁からの出席について規定にするべきではないかと。	(意見)
26	第16条 今回から推薦団体にまちづくり活動団体が追加されている。推薦団体の範囲を広げるのであれば、定数15人以内というのは少ないように感じる。定数について検討してはどうか。	(意見)
27	地域協議会の正副連絡会議は、現状、定期的に行われていない。今後、一体的なまちづくりを目指すのであれば、地域協議会の横の連携を図り、情報を共有する組織が必要。	理念条例の規則・要綱ではなく、実行していくために構成されている規定(まちづくり総合交付金や地域協議会の規則、要綱)をしっかりと作っていく。個別の仕組みや仕掛けについて、解りやすく説明していくことが重要と考えている。
28	条例を施行するタイミングにあわせて策定を考えている規則等はあるのか。	拠点となるコミュニティセンター設置条例は12月に制定する。財源の関係では、まちづくり総合交付金は来年度から変更するため、検討状況についてお示ししたいと考えている。人的な配置については、規模感をお示ししないと条例だけでは絵に描いたもので終わってしまうため、そういった個々の状況を整理してお示しすることが重要と考えている。
29	第21条 「まちづくり活動団体に対し～」を削除している。その理由は。	条例の中に既に規定しており、重複しているため削除している。

30	<p>第 22 条 答申では「社会教育活動のほか」という文言があったのが、パブコメでは削除されている。その理由は</p> <p>今後、まちづくり活動の拠点は「公民館」ではなく別の施設になるにもかかわらず、削除することに理解ができない。これだけを読むと、まちづくり活動だけをする施設となる印象を受ける。「社会活動・まちづくり活動を推進する～」としてもらいたい。</p>	<p>前段で同様の表現が入っていることから、重複しない方がよいといった理由から削除している。</p> <p>修正については持ち帰って検討する。</p>
31	<p>第 23 条 理念だけでは検証できないため、規則が必要。組織についてはどのような組織を置くのが重要だと思うが、現状、この組織、構成についてのどのように考えているのか。</p>	<p>浜田市の最上位計画である総合振興計画の中に「協働のまちづくり」が章立てされている。今後、後期の総合振興計画を考えていく際、総合振興計画審議会の構成が、条例検討委員会の構成と重複しているところが多いことから、今後は、協働のまちづくりの推進状況も含めて、総合振興計画審議会に担っていただけないかという議論があり、検討委員会の中でそれでよいということでもまわっているため、これを参考にさせていただきたい。</p>
32	<p>修正箇所を示した資料の目次、タイトルが誤っている。また、この章の目的は検証なのか推進なのか良くわからない。</p> <p>推進を語りながら検証を図っていくという意味合いでよいのか。</p>	<p>「推進」から「検証」としたのは、内部で協議する中で、条例を推進していくということよりも、検討委員会では、条例策定後は、まちづくりの課題を共有し今後の進め方を検証していくことが重要との意見が強かったことから、条例を検証へ見直している。推進は当然していくものであり、検証という言葉に改めている。</p>
33	<p>検証とは、どのような形、どのような時期、どのような頻度でやっていくことを考えているのか。</p>	<p>来年度、総合振興計画の後期計画を策定する。その中に「協働のまちづくり」を章立して記載していく。そこを考えていく中で、検討委員会で検討いただいた内容を踏まえる必要があり、検証するためには、その中に数値的な指標を入れなくてはならない。検討委員会で議論があったのは、策定した委員が検証に関わっていくという点で、総合振興計画審議会と委員構成が同じであれば、その中で策定したものを検証できればよいのではないかということ、来年度以降、総合振興計画審議会がその役割を担っていくという意見をいただいている。初年度は策定のための会議となるので、頻繁に会議を行うこととなり、条例についてもしっかりとその中でやっていく。</p>
34	<p>これはスタートだと思う。今後問題が出てきたときに、検証は必要になってくる。総合振興計画の中に数値目標を掲げて、検証するということが、条例が先行してできることになるが、先に条例に規定してもよいのか。</p>	<p>条例の中では、組織を置くとなっている。条例もスタートし、検証となると1年先になる。その時点では、総合振興計画に盛り込む内容も明記されるため、タイムスケジュール的には問題ないと考えている。</p>
35	<p>第 24 条 冒頭に「市長は」を追記している。このままいくと、市長が必要だと思えば、この条例も廃止できる。解説には「市民の意見を聞いて」と記載があるが、条文にその考えが見えない。条文と解説が矛盾するのでは。</p>	<p>条例の制定、見直しは、市長が行うという意味で見直したものの。解説にあるように、市長がこの条例を勝手に変更することではなく、市民の意見を踏まえた上で判断し、条例を見直していくものと考えている。表現についてはご意見を踏まえ検討する。</p>

36	第 25 条 理念条例に実効性を持たせるため、規則や要綱等を制定することが重要。	理念条例の規則や要綱ということではなく、これを構成し、実行していくための規則や要綱（まちづくり総合交付金、地域協議会運営規則など）をしっかりと作っていく必要があると思っている。したがって、これを実現するための個別の仕組みや仕掛けについて整理したものを合せて説明していくことが重要と考えている。
37	条例が制定されるタイミングに合わせて規定する規則、要綱はあるのか。	条例制定の 9 月のタイミングでは難しい。例えば、拠点となるコミュニティセンター設置条例については 12 月に定める。財源については、まちづくり総合交付金が来年度から変わってくるため、それまでに検討状況についてはお示しできると思っている。財源を別とした人的な配置についても、どのような規模感になるのかをお示ししないと絵に描いたままで終わる。これらを、まとめてお示しすることが重要と考えている。
38	この意見交換会での意見の受け止め方は、どのように考えているのか。	意見を踏まえたくて、必要に応じて答申を修正し、9 月議会へ提案する。
39	修正を含めた説明会と受け止めてよいか。	いただいた内容については尊重させていただき、執行部としての案を作成していく。
40	議会の意見とパブリックコメントがどのように加味されていくのか。	意見をいただく機会として、地域協議会、議会、パブリックコメントを実施している。そこでいただいた意見を全て踏まえ、条例にどのように盛り込んでいくか、今後執行部として協議していく。
41	9 月議会には最終的に固まったものが出てくるということで、それまでは固まっていないという認識でよいか。	本日説明するのは、検討委員会の答申を踏まえたものであり、今後執行部として固めたものを 9 月議会へ提案する。
42	現在の自治区制度の中で根幹を成している「まちづくり総合交付金」については、4 割程度が過疎債で補われている。過疎債の今後が見えない状況であるが、まちづくり総合交付金はどのような形になっていくか説明して欲しい。財源については、まだ決まっていないということだよいか。	条例の中では、行政としても「人的支援」「財政的支援」について盛り込んでおり、財政的な支援が全てなくなるということはない。過疎債の見直しがあった場合は、それに対応した財源を確保していく必要があると考えている。その形が現在の「まちづくり総合交付金」のままなのか、全く別のもとなるのかは、今のところ議論を行っていない。現状の額を維持することが厳しい状況になるかもしれないが、その点を含めて何らかの支援を継続していくことは、条例の中にも明記している。「まちづくり総合交付金」の内容について見直しに取り組んでいる。
43	公民館長の報酬がどうなるか。現状のままで、担ってくれる人がいるか心配している。また、これらの人件費をカバーできるのか確認したい。	報告書では、人員の配置について、館長 1 名、主事 2 名を基本とすることが示されている。この報告書を尊重すると、人員の総数は大きく増加し、人件費で約 1 億円の増額を見込んでいる。この予算をどうしていくかを、執行部で検討しなければならない。実際の報酬や手当の金額については、9 月議会への提案の際には準備する。
44	答申からパブリックコメントまでに内容が変更されているが、この変更については、検討委員会全員の了解を得るべきではないか。	スケジュールの関係で委員全員に対して了解を得ることができなかったため、会長・副会長の了解をいただいて修正させていただいた。その旨について、全委員に対し、謝罪と修正箇所についてお知らせしている。

45	<p>全員協議会では答申を示されており、数日の間に修正されたものがパブリックコメントに出てきた。最初からパブリックコメント版を示せばよかったのではないかと。</p>	<p>パブリックコメントへ出すに当たり、内部組織の法令審査会からの意見を聴いて修正したもの。これは内容の修正ではなく、言葉の重複や順序を修正したものに留めている。</p>
46	<p>「まちづくりや市政」を「市政やまちづくり」へ「参画及び協働」を「参画」へ、「地域らしさ」を「地域の個性」となっている。これで内容の修正ではないといえるのか。</p>	<p>法令上分かりにくい部分や、言葉の意味がはっきりしない部分について見直しを行っているもの。今回のご指摘については、見直しの参考にさせていただく。</p>
47	<p>自治区設置条例は廃止し、「自治区」という名称は「地域」へ変わるのか。</p>	<p>答申では「自治区」から「地域」へ変更となっている。</p>
48	<p>まちづくりは、市民の生活、健康、福祉である。この条例に福祉や市民生活という色が見えない。本来ならこの場に市民生活部や健康福祉部がいてもらえば地域は安心する。どうしても公民館や自治会的な要素が強く違和感がある。</p>	<p>協働のまちづくりは、町内会や自治会、NPOや事業所、福祉に係る団体、防災に係る団体など色々な組織が、地域の課題に応じた取り組みを進める一つの手法と考えている。この条例の中だけでは見えにくい点はあるかと思うが、気持ちの中ではそういった皆さんと一緒に進めていくという条例だと考えている。</p>
49	<p>条例と地域協議会と市議会の関係について、まちづくりについては条例をしっかりと整備し、執行部、市長で地域の声を拾い上げる。議員は、選出地域、選出区分、政権、政策がある。執行部が市民から拾い上げた実情や意見を施策化したものを、議員の24通りの考え方でチェックをするという関係だと思うが、これについて考えを聞かせて欲しい。</p>	<p>議員の役割については、議会基本条例に明記されていると思っており、まさにそのことを進めていく条例だと思う。したがって、市民の声を吸い上げるために様々な方法を探っていく。その一つが地域協議会だが、浜田地域の地域協議会が本当に一つでよいのかを議論した際、諮問機関である地域協議会ではなく、地域協議会に参加している様々な団体関わった方がよいという議論も出ており、そういう中で地域の声も拾い、地域に伝えるといった機能は、議会からご指摘いただいたとおりであり、これはこれから検討していくことになっている。これにあわせ、議員の皆さんにも、当然地域の声は入るし、それらを含めて、市が政策提案したことに対して議決していただくということが議会の役割だと思っている。そのような良好な関係の中で、浜田のまちづくりが進んでいくと思っている。</p>
50	<p>コミセン化については、本館26館が基本的な考えだと理解している。分館については、社会教育の活動拠点というより地域活動の拠点として与えられていると認識している。本館26館がコミセン化した際の分館の取り扱い、分館はどういった位置付けになるのか。</p>	<p>分館の検討状況について、部会の中では議論していない。分館については地域活動の拠点として重要な位置付けだと認識しているので、別に議論する必要があると考えている。</p>

51	<p>まちづくりは、人数や世帯数は関係ない。中山間地域など分館でもまちづくりをしっかりとやっている。分館を別に考えるのではなく、含めるべき。人数で考えると浜田公民館や石見公民館の数は増える。そういうことを考えず、合併の際に分館を持つこととし、活動拠点として地域に預け、地域住民の管理の下で、活動資金を与えて管理してもらっている。コミセンをまちづくりセンターとして検討するのであれば、分館もこの検討に入れないと、不公平に感じる。</p>	<p>公民館をまちづくり、社会教育の拠点とするという大きな考え方があり、その方向に舵を切っていく。分館については、地域の方にしっかり運営してもらっているということで、そういった意味で言うと、これから進めようとしている公民館のコミュニティセンター化の考え方に先んじている施設ではないかと思っている。したがって、活動費などについて指摘をいただいたが、その点は大切にしていけないといけないと思っているので、本館に合せて分館の考え方もきちんと整理する必要があると思っている。</p>
52	<p>分館としての立ち位置というのは、コミセン化した際には、集舎施設としてではなく、社会教育活動を含めた考え方もあると考えてよいのか。</p>	<p>地域の活動が活発になり、課題が解決できるように、施設に拠点を持たせるということなので、そういう意味では分館はもちろん、自治公民館についても同じ考えの下、地域の声を聞きながら活動がやりやすくなるような支援をしていく。</p>
53	<p>コミセンとは何をするのか。明確に解りやすく書いてもらいたい。コミセンの責任者はセンター長であること、センター長の権限や職務、主事の職務など明確にしてもらいたい。そうすれば、責任と権限に見合う費用が必要になる。分館も同様である。その点をしっかり書いてもらい、それに対応するためのサポートをするということ、それらがコミュニティセンターの仕事であることを明確に書いてあればわかる。そうしないと、センター長や活動内容を決める時に皆さんは悩むことになる。人材を探すといっているが、この費用でこれだけの業務をする人がいるのか。これも検討すべき課題だと思う</p>	<p>これまで公民館は、社会教育の拠点ということで人づくりに貢献してきたと思っている。その人づくりの機能はそのままに、まちづくりについても取り組んでいただくことになるが、既に多くの公民館で、まちづくり活動を行ってもらっているような状況である。まちづくりとは何かということについては、条例で定義しているが、これが明確でないといわれれば解釈は難しい。地域の課題を解決していくためにみんなが力を合せるということで、コミュニティセンターが拠点となって、団体を結びつけたり、支援したりしていく。これをコミュニティセンターの条例の中に目的を規定していく。ただ、まちづくりと公民館の関わり方が地域によって異なるという実情があるため、そこについては、事務局を担うということだけでなく、組織をサポートすることを含めて柔軟に考えていこうということでスタートさせていただきたい。</p> <p>少なくとも、これを検討するうえでは、人や事業費の規模をはっきりしないと、地域も動けないという指摘だと思うが、そういった判断材料はしっかりお示ししていく。</p>
54	<p>名前と箱はあるが、中身はまだ決まっていないということでよいのか。</p>	<p>中身については、コミュニティセンター化検討部会で、その活動のための人材的に不足しているため強化したいということが明確に書かれており、そういった体制を整え、事業費についても考えていく。その中で、何ができるか、何に取り組むかは、協働という事で言うと地域の思いだと思っている。</p>
55	<p>これまで、条例やコミセン化の中身について、まちづくりや自治会へ説明がなされてきたのか。</p>	<p>条例検討委員会やコミセンの部会には、まちづくり推進委員会、地域協議会、公民館長の代表に出させていただいており、そこから、各地区へ検討状況等について説明していただいていると聞いている。コミセンについては、公民館単位で説明会等も開催している状況である。</p>

56	<p>まちづくり推進委員会の会長の中に話を聞いていないという人がおり、それは問題ではないかと捉えている。よい条例や検討内容が合っても、それを担うのは地域の住民なので、そこは重要な部分だと考える。今後はわかりやすい資料を用意し、各所へ説明してもらいたい。</p>	(意見)
57	<p>公民館の地域の枠もあるが、住民が使いこなせる公民館が、今の状況でどこまでスムーズにいくのか。全ての地域が、小さな社会としてコミセンを使いこなすようになるには課題があると思うが、その点について、どのように考えているか。</p>	<p>地域住民のまちづくり意識が高く、経験が豊富な地域はすぐにも取り組みやすいと思っている。ただ、検討委員会で議論する際、浜田自治区以外の地域でも温度差があり、柔軟に取り組むことからスタートした方がよいとの意見があった。議論の末、検討委員会としては、全会一致で柔軟にスタートしようとなっている。今回は、個人、事業者がまちづくりへ参画しようという意識をどのように啓発していくかが一番にあり、その後、次のステップである、まちづくりの団体の立ち上げに関わってくる。地域のまちづくりに対する温度差はあるが、条例をつくることによって、多くの人に参画の意識を広め、地域に参加し、組織も作っていく。時間がかかることなので、令和3年度はスタートの年にさせていただきたい。今回の条例制定と、コミュニティセンター化によりそういったことを進めていきたいと考えている。</p>
58	<p>緩やかにスタートしていくことについては、そのとおりだと思う。コミセン化の中で、地域の人材を育成していくことが、大きな課題、目的だと思う。人材を育成していくというのは、より多くの実践を積んでいただく。自分の思いを表に出し、行動に移す。行動しやすい環境を回りが作っていく、行政が後押しをして作っていく。成功、失敗ということはないと思うが、住民が主体的に思ったことを実践してもらおう。その繰り返しをすること以外にはない。これを地域が継続していける環境を作ることが、持続可能な小さな社会を作っていくことではないかと個人的に思っている。</p>	(意見)
59	<p>考え方として、所管について触れているが、社会教育推進を担保するためには市長部局へ社会教育担当部署を設ける。法改正により、できることになっているので、こうした形が個人的にはよいと思う。</p>	(意見)

60	<p>まちづくりコーディネーターを配置すべきと書いてあるが、専門的な助言とある。各地域に一人ずつではなく、市全体を見ることができるようなポジションに数名と話があった。そんな中、どの分野の専門的な知識を有する人を配置するのかということは、市が考えるまちづくりの戦略ときちんと合せて考えるべきだと思う。まちづくりの戦略と合せて、コミセンを核としたまちづくりを進めていくときに、市全体では、どのような事業を推進していくところを定めて、人材を配置していく必要があると思っている。内閣府のニュースの中で、オープンラボが立ち上がるとあり、これから必要な20の政策、分野が定義されている。コロナの対策も含めて、交付金の使い方ということで、民間の専門官を派遣してもらおうといった説明会がある。国がこれから推進すべき分野といったものも踏まえながら、どの分野に専門官を配置するのかを早急に、具体的に考えていく必要がある。</p>	<p>具体的に進めていく中でしっかりと受け止める。 コーディネーターの専門性によって解決するだけでなく、その人の持つネットワークを使ってお願いすることもあると思う。ネットワークが広く、繋ぎ合やす事ができることも大きな役割だと思っている。その点踏まえながら考えていきたい。</p>
----	--	--

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(浜田自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>第 5 章地域協議会に第 15 条地域協議会の所掌事務とあるが、私はこの所掌という言葉を知らない。調べてみて分かったような気がするが、今まで私が読んだ各団体や法人や企業の定款、規則に出て来ない言葉である。行政上の言葉らしいが、行政上の書類にはこの言葉は頻繁に出てくるのか。</p>	<p>条例等を定めるにあたって、地域協議会であるとか審議会の機関の役割や、していただく内容を条文等に表す際には所掌という言葉を使わせていただくことが多い。これまでも現在の地域協議会の設置は自治区設置条例というもので定めてあるが、その中でも所掌事項というように使わせていただいております、行政用語としては一般的な用語として使わせていただいている。</p>
2	<p>当該地域という言葉とその属する地域という言葉が出てくるが、その使い分けについて、当該地域という言葉とその属する地域という言葉が明確にどう使いわけているのか、その説明をお願いします。</p>	<p>条文等を作っていく際に、最初に当該といった言葉を使った後にその属するという言葉回しを使うことがある。 今後その文言等整理する際に、必要なものについては、整理していきたいと考えている。</p>
3	<p>最後に表がついているが浜田地域、金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域と地域ごとに町名が書いてある。これプラス各公民館の受け持ちのまちの一覧の表もいるのではないかと。公民館をまちづくりの拠点にするなら、例えば浜田公民館はこの町の担当であるとか、石見公民館はこの町があるとか国府公民館はこうなのだというように詳細を表してもらったほうが解りやすい。</p>	<p>公民館の所属するエリアについては、現在も公民館設置条例というものがあるが、この中では具体的に何に何に公民館がなにまちなにまちというように明示はしていない。ただご指摘のように公民館の所管する地域がどこかというのははっきりさせ、分かりやすくお知らせできるようにしたいと思っている。 この件はこの協働のまちづくりの条例ではなく、(仮称) コミュニティセンター設置条例を改めて整理することになっており、12月の条例制定を予定しているが、その折にこのご意見は参考にさせていただく。</p>

4	<p>地域協議会の地区割に関して、以前の会議の中で浜田地区は 1 つで良いと採決を取って決まったが、これを読んで本当にそれで良かったのかと思っている。もう少し細かくわけた方が良かったのではないかという気がする。</p>	<p>答申をする諮問機関は1自治体に1つである。そこが意見をまとめて提示するのが一般的な在り方である。ただ浜田は自治区制度をとったため、各自治区の思いを伺うということで各地域協議会に諮問を下ろし答申をする機能を残した。</p> <p>浜田の中で諮問に対する答申の意見がばらばらに出てきた時に、ではそれを受けて市がどうするかということを見ると諮問機関としてはやはり 1 つが良いと思う。ただ、地域の意見をしっかり聞いたり、あるいは地域に下ろしたりするための機能は、この地域協議会とは別にそこをしっかりと強化する必要があり、その在り方については検討課題だと思う。</p> <p>また、地域協議会の構成は 15 名ということで、まちづくりの活動団体の皆さんが出られて、活発な議論が出るというのがふさわしい姿だと承知している。条例制定後は、今後の地域協議会はどうあるべきかをしっかりとご議論いただき、その内容を地域のみなさんに承知してもらうために、行政もしっかり伝えていかないといけないと思っている。</p>
---	---	--

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (浜田自治区地区まちづくり推進委員会 連絡会議)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	パブリックコメントのパブリックの意味を教えてください。	パブリックとは公的などという意味があり、市全体にご意見を聞けるようなものとして出していくという意味合いがある。
2	5つの地域協議会があるが、その5つの世帯数と人口を100人単位で結構なので教えてください。	(資料提供)
3	この条例は全国的に始められたものなのか。それとも浜田市だけが始めているのか。	まちづくりを進める上で、これまでは行政が主体となって公的な支援を中心にまちづくりを進めてきた。これから地域課題がいろいろあるなかで、それだけではなかなか解決しないということから、市民の皆さん方と一緒にこの課題解決にあたるという協働の考え方が広まっている。そのなかで、その理念というものを示した協働のまちづくりに関する条例というものを、いろいろな自治体で作りはじめている。冒頭申し上げたように、全体の自治体のなかで今制定されているのは約2割ということであり、8割の団体はまだ作っておられないというように思っている。
4	2割やっているということは、国がある程度そういう方針を出したということか。	国も含めて、協働という考え方について、公的な支援である公助、その前に自分で解決する自助という考え方がある。この2つで解決できないということで共助、共に助け合う、あるいは協働という考え方が広がっていったということであると、国全体の流れだろうと思っている。
5	共助というと聞こえは良いが、反面、皆さんに任せてしまう、放り投げるという風に受け取られかねない。そこはどのようにお考えか。	全てを住民のみなさんをお願いするということではなく、今回の協働の推進条例のなかでも、皆さん方市民、あるいは団体さんの役割、それから市の役割を明記し一緒にまちづくりを進めていこうという条例になっている。決して丸投げするような性格のものではない。

6	<p>公民館は最終的には全部委託するというのが基本にあるのか。</p>	<p>もともと公民館を直営というかたちでやるよりは、民間さんの知恵なり地域の知恵を最大限に活かしていくためには、民間さんにお任せしても良いのではないかと いう発想の中で、将来的には委託を考えているということでお示ししている。 ただそれも、時期や内容についてはしっかり検証してやろうということが提言のなかに出ているため、それを踏まえて考えていきたい。</p>
7	<p>委託が決まった場合、いくらか出さないといけないのではないのか。</p>	<p>協働のまちづくり条例のなかでも、まちづくりを進めていくうえで人的、財政的支援も盛り込んでいる。当然それはセットである。お金も出さずに活動だけお願いをするということは決してない。</p>
8	<p>お金が出るようなかたちの組織は市が持つということか。</p>	<p>コミュニティセンターという公民館自体の活動費とは別に、まちづくり推進委員会の皆さん方が計画を立てられて事業をする上で、今まちづくり総合交付金という仕組みがある。これは一般的な世帯数や面積から算定しているが、さらに課題に応じて課題解決事業等の事業費としてお使いいただけるような交付金を組んでいる。これらが地域の活動の主な財源になっていくと思われる。</p>
9	<p>お金は直接出ず、課題解決のようにこちらが申請するということか。</p>	<p>基礎額については出るし、事業の内容によって課題解決事業をさらに加えていくという仕組みになっている。</p>
10	<p>一般的な維持管理費は、委託したら基本的には全体の金で出すということか。</p>	<p>施設の維持管理に必要な経費も含めて委託料の中に入っている。</p>
11	<p>まちづくり交付金のような話ではなくて、それとは別なのか。</p>	<p>公民館をコミュニティセンター化してそれを委託する場合は、施設の維持管理費であるとか、そこで活動していただく人の人件費、これをトータルで委託料の中に組むということになるかと思う。</p>
12	<p>公民館を今後委託する可能性あるということだが、先進事例はあるのか。島根県内とか他府県で、例えばNPO法人に委託した等の事例があるのか。</p>	<p>公民館を委託している事例は、県内だと松江の公民館がある。松江市公民館連絡会議という組織に指定管理というかたちで委託している。雲南市は公民館ではなく、いわゆるコミュニティセンターという組織ではあるが、今度、各まちづくり組織に指定管理すると聞いている。出雲もコミュニティセンターという名称ではあるが、そこも委託をしている。県内ではこのようなところである。</p>

13	職員だけではそういう知識がないため、そのまちづくりコーディネーターの方と相談して、公民館もまちづくりのお手伝いをするという事でよろしいか。	センターのほうには引き続きセンター長と職員さんを配置して、それとは別にまちづくりコーディネーターということで、まちづくり活動や社会教育について助言やアドバイスができるような専門的な知識をお持ちのスタッフを配置して集中的に行う。現在のイメージでは、全市で5名ということで、常時ではないかもしれないが、専門的、集中的にセンター活動に入っていくというイメージである。
14	⑧の使用料及び使用料の減免について、使用料をいただくところといただかないところ、各サークル、グループ、まちづくり活動や社会教育活動に使用する場合は使用料がかからないということだが、判断が難しい団体やグループがある。	使用料については、現状無償で使用できている団体やサークルは、引き続きセンター化になっても使用料は減免・免除という取り扱いになろうかと思っている。原則使用料を徴収するという規定を設けながらも、地域活動については免除するという考え方を想定している。
15	教室の指導の先生方が月謝を貰っている等あると思う。このように営利が目的か、地域の人の知識を高めるためのものなのか判断が難しい。その辺はまたご相談させていただく。	営利目的とか収益事業とかの定義も明確にする必要があるため、しっかり整理したい。
16	協働のまちづくり条例を来年度から施行するお考えか。	来年の4月施行である。
17	呼び方はまちづくりセンターが適切と考える、と書いてあるが今までの公民館の名前が変わることか。	今日ご説明したのは、あくまで部会としての報告書である。市として現段階でまちづくりセンターに決定したということではない。ただ部会の方でまちづくりセンターが適切ということで市長に提言をされているため、市はそれを受けて具体的な名称についても決定していきたいと思っている。
18	来年度から公民館の名前が順次それぞれの地域で変わっていくということか。	まちづくりセンターということで決定すれば、今公民館と言っているのがまちづくりセンターに変わる。 ただ、愛称や通称で公民館という呼び名を用いるのは、それはそれでこれまでの経過があるため大事なことであり提言の中でも頂いている。そこは配慮したいと思う。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(金城自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>コミュニティが嫌な人達もいる中で、組織が増えると、負担に感じる人もいると思う。</p> <p>また、若い人たちが、この地域に残ってもらわないと、高齢者ばかりの時代が来る。次世代の人が生活できるということもみんなで考えていかななくてはならない。</p>	(意見)
2	<p>第7条第2項の市の職員の参画について、自分の知っている金城支所の職員は地域にも参画してもらっており、これが当たり前だと思っていたが、この規定をわざわざ盛り込む必要があるのか。</p>	<p>この条例は、市民の皆さんが、「自ら地域活動に参画しよう」という意識を高めるための理念条例である。</p> <p>検討委員会の中では、市の役割を定め、市の役割の中に市の職員としての気持ちを明記し、このようにやってもらいたいという思いが出たものと考えている。</p>
3	<p>まちづくりと社会教育が、一つの条例にまとめ上げられたということは、大変なことだし、これから先がすごく大変なことだと思う。</p> <p>市民からのまちづくりからすると、学び合うという視点がここから落ちてはいけない。学び合うことで、より良いまちづくりをしていくという視点というのは落とせない。</p> <p>この条例をまとめ上げたことに敬意を表すると共に、きちんとした視点の下に作り上げられているので、子どもたちから大人まで全てが共にまちを作っていくための一つの土台ができたということが良かったと思うが、これから先が大変で、「中身がどうなるか」、「自分たちがどのようにしなければならないか」について、心配な気持ちになりながら見させてもらった。</p>	<p>コミュニティセンター化でお世話になった東京大学の牧野先生から「学びを大切にして社会教育を守っていくことが本当に重要なこと」とのお話をいただいており、これを重く受け止めたと思っている。</p> <p>やはり社会教育という母体があって、そこからまちづくりをしていく。これを守っていくためにどうすれば良いかということは、重く受け止めている。</p> <p>これからが大変ということだが、今回の条例の制定、コミュニティセンター化をスタートとして、少しずつ進歩していきたいと思うし、そのように努めていきたい。</p>

4	<p>コミュニティセンターの運営方式の所で、委託とそうではないものとの違いはあるのか。</p> <p>また、いずれは委託方式に向かっていくという認識で良いか。</p>	<p>直営の場合は、現在の公民館と同じように、市の施設として、市の職員である館長、主事が、その業務を担って管理運営をしていくというもの。</p> <p>委託方式については色々あるが、地域のまちづくり推進委員会等が、施設の管理運営やまちづくりの事業といったものを、人件費を含めて市から委託料を受けて、地域で施設や事業を運営していくというもの。</p> <p>また、このまとめの中では、将来的に委託をするということは見込んでいないが、委託についても視野に入れて、令和3年度以降に検証する必要があるとなっている。</p>
5	<p>コミュニティセンター化には賛成だが、自分の場合、公民館が小さいがどうなるのか。</p>	<p>地域によって色々なまちづくり活動がある。特に縁の里の場合には、小国と波佐が一緒になってまちづくりをするというように、柔軟な体制をとっている。</p> <p>全市的に同様の地域も存在するので、地域の実情に応じ、検討結果報告書に縛られることなく、柔軟な体制で地域活動ができるようなことも記述している。そういった仕組みづくりで、今後、公民館のコミュニティセンター化の条例についても設置していく流れになる。</p>
6	<p>逐条解説に「地域差を是正し、社会生活における条件が不利な地域への予算配分といった財政的支援についても実施」とあるが、これは実際可能なのか。</p>	<p>この条例を進めるためにコミュニティセンター化も進めていくが、その中で、コミュニティセンターの人的な支援や、活動費といった財源的なものについても、今より拡充する必要があると思っている。</p>
7	<p>地域協議会は、今後、どのような権限がもらえるのか。</p>	<p>基本的にはこれまでの地域協議会を踏襲するという事で、答申されている。</p> <p>また、位置付けについても、これまで通り、市の附属機関となっている。</p>
8	<p>条例の検証をするがあるが、具体的にどのような形で実施していく予定なのか。</p>	<p>答申では、今後のまちづくりの活動については、浜田市の最上位計画である総合振興計画を検証している総合振興計画審議会の中で、検証及び意見聴取をしていくこととなっている。</p>
9	<p>条例の見直しについて規定されているが、これはどのようなタイミングで実施されるのか。</p>	<p>条例は、市民の皆さんと一緒に作ってきたもの。市が一方的に見直すようなことはない。地域から声を聞いたときには、改めて検討する場が必要だと思っている。</p>

10	<p>シェアハウスでは、大学生と一緒に頑張ってまちづくりに取り組んでいる。6月議会で、その評価が入所している学生の人数だと聞いて、非常に残念だった。表面的には市民に対してまちづくりを進める姿勢を見せているが、どこまで本当なのか疑いたくなる。</p>	<p>シェアハウスの学生が地域に入って、実際に地域活動に貢献しているという事実は、十分承知しており、地域と一体となったまちづくりが進んでいると思っている。したがって、評価については高く評価しており、このような活動が他の地域へ広まればよいと考えている。</p>
11	<p>第7条の職員の育成について、周辺部に対するまちづくり支援の意識が職員の中にまだ十分ではないように感じる。この条例を実現するのに、具体的にはどのように取り組むのか示して欲しい。</p>	<p>市職員の研修については、地域活動に参加していない職員がいるということも聞いている。これは、職務として命令することではなく、基本的には職員も地域の中に入って一緒に汗を流して地域活動をしていく。そういう職員を育てたいという思いがあるので、しっかりと研修に組み、思いを職員に伝えていくことが第一だと思っている。</p>
12	<p>第7条第2項の職員の育成や参画促進は大変結構なことだが、地域社会の一員としてとは職員の住んでいる地域に限られるのか。もしそうであれば、職員の住んでいない地域と格差が生まれると思うので、職員の取組が市全体に、公平に行き渡るような条文にするべきでは。</p>	<p>職員には自分の住んでいる地域のことを大切にしたいということをお話している。ご指摘のように、職員の住んでいない地域もあることはおっしゃるとおりだと思う。今後、コミュニティセンターの活動に際しては、アドバイザーの配置を考えており、そういう人が地域に関わっていくことで、色んな支援が出来たらと思っている。住んでいない職員が支援に行けるかは別の問題として考えないといけないが、他の手段として、こういったところを応援することをしっかり考えていかなければいけないと思っている。</p>
13	<p>第24条、「必要に応じて見直す。」から「必要に応じて検討し、必要な措置を講ずる」へ強い調子で見直されているが、市民を啓発していく条例にしては、表現が強いのではないか。</p>	<p>内部で検討した際に見直したものだが、今回の意見については今後の参考にさせていただきます。</p>

14	<p>美又では、県大の学生にいろんなことに挑戦してやってもらった。まちづくりをやっていくに当たり、若い人の意見や考えが解りにくい。積極的に大学生などのボランティアも各地域に行ってもらおうと良いと思う。どこの地域も同じだと思うが、若い人が参加してくれない。</p> <p>コミュニティセンター化になってまちづくりをやっていくのは大変ではないかと感じている。どのようにして、若い人たちの意見を知ればよいのか解らない。以前、100人委員会に参加したが非常に良かった。若い人たちの意見を取り入れられる機会を作ってもらえたらと思う。</p>	<p>浜田市でも、大学を核としたまちづくりということで、大学を活用するという取組を進めており、地域の皆さんと共にこれからも進めていくような、条例、コミュニティセンターについて考えていきたいと思っている。</p>
15	<p>これからの浜田市を支える人たちが大いに参加して、自分たちの地域のことに関する考えを述べて欲しい。また、今後を担う若い人たちが集う場を作ってもらいたい。</p>	<p>若い人たちに地域活動に参画してもらおうことがとても難しい。その言葉を届けても、やってみようという気持ちになってもらえるか解らない。しかし、今回の条例制定が、子どもたちに、活動に参画してもらおうための目標を立てるということなので、こういったことを浸透させていくことが大事だと思う。</p>
16	<p>第19条 市全体が一体となるために、地区まちづくり推進委員会の設立推進を規定すべき。また、設立の状況こそが、第23条の検証に当たると思うが、どうお考えか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会については、旧那賀郡では全て設立されている中、浜田自治区では設立されていない地域もある。</p> <p>答申の中では、既に設立されている地域もある中、市としては未設立のところへは引き続きこれまでどおり設立について進めることを、逐条解説の中でも明記しており、この条文の中で規定しなくても良いとされている。</p> <p>については、そういった思いは、できるだけ逐条解説の中で明記していきたいと思っている。</p>

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(旭自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>協議会委員は各自治会から選出されており、その自治会役員任期の2年を協議会委員の任期と合わせてきた経過がある。</p> <p>協議会役員任期が令和3年度から2年となると、来年度以降ズレが生じることになる。旭だけとはいかないだろうが、任命期間について特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>見直しの中で2年周期がズレてしまい困るというのは承知している。今後検討していきたい。</p>
2	<p>この条例案は非常に素晴らしいと感じている。しかし、実行に移す場合、いきなり新たな体制構築や人材育成と言われても困ることもある。住民主体で活動できるようになるまでの間は、行政も一緒になって進めていくことをお願いしたい。条例が素晴らしいだけで終わらないようにしたいと考える。</p>	<p>すぐに行政が手を放すことは考えていない。</p> <p>検証する組織も置くことから、まちづくりの課題を検討するなど、様々な意見を伺いながら一緒に進めていきたい。</p>
3	<p>地域と行政との協働は、職員の積極的な参加が重要と考える。地域も行政職員に頼ることが大きいと思うので、行政職員のリーダーシップにまず期待したい。</p>	<p>地域貢献のために地域に出向き、地域と一緒に活動することは職員としての使命ではないかと考えている。条例に盛り込むため、地域との関わりについて改めて検討していきたい。</p>
4	<p>自治会や地域からの要望について、これまで区長を通じて市長に届けてもらっていると認識している。</p> <p>自治区制度がなくなると、地域協議会が主体的にまとめるのか、支所長を通すのか、イメージがしにくい。市長が各地区を回ることはできるのか。</p>	<p>地域の声をどう届けるかについては、各地域協議会から指摘はいただいている。自治区長でなくても、地域協議会や地元議員を通じてなど要望を届ける形は様々あり、これまでもそうされていることから、今後もその形式は変わらない。</p> <p>また、兼ねてから市長は地域協議会などに出席したい意向はあるが、公務の都合もあるため、場合によっては副市長、関係部長が出席することも考えている。</p>
5	<p>コミセン化について、センター職員の配置人数によっては事務所が狭いところもある。対応をどう考えているか。</p>	<p>職員3人を原則とはしているが、人数については柔軟な対応を考えている。また、事務所の広さについては個別に対応したい。</p>

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(弥栄自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	センターの主な業務にある行政窓口業務とはどういうものか。	住民票の発行や印鑑証明、納税証明といった業務である。 現状の公民館でされているところについては、引き続き継続するといった意味合いでの表現である。
2	現在窓口業務を行っている公民館は何か所あるのか。	20 館である。
3	席を離れられなくて活動が制限されると聞いたことがあるが、窓口業務を行うことで公民館業務に支障はないのか。	杵束公民館は出張所業務を担っていることから閉館は難しい。他の 19 館においては、現在公民館をやむを得ず閉める場合、窓口業務は出来ないという認識である。
4	アドバイザーが 5 名配置されるが、どういふ方がなされるのか。	まちづくりコーディネーターについて、まちづくりや社会教育に対して専門的知識をお持ちの方に就任していただきたいと思っており、社会教育の資格をお持ちの方や、中山間でまちづくりの取組をしてこられた方を想定している。
5	単なる手続きで終わらず、有意義なものになるよう速やかな実行をお願いしたい。	(意見)
6	コーディネーターについて、地域から不満の声が出た場合にはどのような措置を考えておられるか。	市の職員という身分になるので、しっかり地域と関わりを持って職務に当たられるようきっちりと対応したい。

令和2年7月28日

浜田市長 久保田章市 様

三隅自治区地域協議会
会長 石田 義生



(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(案)に対する意見について

令和2年7月16日 第5回三隅自治区地域協議会にて説明のあった標記条例(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1 (条例案第23条関係) 条例の目的を達成し推進するため「計画の策定」を条文に明記し、検証組織を適切なメンバーで構成すること。

大小を問わず、事業を進める際には、「計画」「実行」「評価/検証」「改善」のサイクルが必要です。市の根幹となる条例を推進するにあたり、「検証」するためには、その元となる「計画」の策定が必要です。

また、条例案には、「検証するための組織を置く」とありますが、このことについて、総合振興計画審議会で行う旨の説明がありました。

しかし、当該審議会の構成員には、公民館、社会教育に関する団体、子供に関する団体、まちづくりに関わる団体等条例の推進・検証に不可欠な団体が欠けており、条例に示す組織を総合振興計画審議会、特に推進の役割において読み替えることはできません。適切な団体等で組織を構成してください。

なお、コミュニティセンターに関する事項については「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」を尊重し、その進捗管理・検証については条例の検証組織内に部会を構成し実施してください。

2 地区まちづくり推進委員会と、他のまちづくり団体を区別して扱うこと。

現在の条文の中では、地区まちづくり推進委員会(以下、「推進委員会」と、他のまちづくり団体が同列のように表記してあります。

推進委員会は、まちづくりの主体となるべく、浜田市から認定された団体であり、まちづくり総合交付金制度においても他の団体と区別されています。このことから、推進委員会は他の団体と明確に区別されるべきものです。

3 関連する規則・要綱等の策定・見直しを行うこと。

本条例を実行するための施行規則を策定し、関連する規則・要綱等については、そのすべてを見直し、必要に応じて新規に策定してください。

例えば、現在の要綱に地区まちづくり計画は「策定しなければならない」

【裏面へ】



とありますが、策定していない団体もあり、他の団体と同様に交付金が交付されています。

公正な市政運営のためにも、制度が変わるこの機会において、見直しが必要です。

4 一体的なまちづくりについて条文で言及すること。

本条例については、当初から「一体的なまちづくり」をテーマとし、検討してきたと認識していますが、現在の条例案には「一体的なまちづくり」に関する言及がなく、逐条解説にも記載がありません。

提案時の思想・理想として明記してあったものが、完成時に消えることがあってはならないと考えますので、条文の中で言及し、地域協議会の所掌事項に加えてください。

5 逐条解説について

今後は、条文だけが残り、逐条解説は記載されなくなると伺いましたが、言うまでもなく、この条例は「浜田那賀方式自治区制度」に代わる新たなまちづくりを具体化させるための地域の約束を書き記すものですので、わかりやすい表現で市民の理解を得ることが第1です。

しかしながら、答申された条例（案）は、逐条解説が無いとどうしても理解できません。なので、当然今後も条文と逐条解説の2者がセットで説明され運用・実施・検証される必要があります。

6 地域協議会の意見を尊重することについて

7月16日開催の地域協議会において、条文に文言を追加する旨回答いただき、ありがとうございます。

本件については、今後、地域協議会が現在の自治区制度における自治区長の機能を継承することとなるのであれば、その重責に見合った一定の権限及び発言権の付与は必要です。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (三隅自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
条文及び逐条解説		
1	前文の 5 段落にある「私たちの願いである・・・」の「私たち」とは誰のことを指しているのか。	市民全体を指しています。
2	前文の語句の修正について 3 段落の「必要です」は、すべての人が対象であれば、「なくてはならない」の意味を持つ「必要」は適切ではない。 「市民との関係をもう一度見つめなおし」という表現は曖昧。 これは自治区制度に代わる制度なので、「地域の特性を生かしたまちづくりを推進する」という文言が必要。 「浜田那賀方式自治区制度」は、他例から引用・選択したのではなく、前例もないので『採用し、・・・』は誤り。 「すべての人が一体となった持続可能 <u>で</u> 元気な浜田」が正しい。	ご意見を参考に、今後検討させていただきます。
3	前文の最後、「この条例を制定します。」とあるが、宣言するのであれば、条例の正式名称を記載した方がよいのでは。	そういった表現が可能かを含めて検討させていただきます。
4	前文の最後、「参画してもらおう」とあるが、「市がお願いして参画してもらおう」と捉えられるので、違う表現がよい。	(回答していないが修正)
5	第 2 条第 1 項各号で「定義」に選ばれた語に基準は。	定義については、読む人によって認識が異なる語句や、条例の中で特に主張した語句について定義しています。
6	最終案(答申)で「市民参画」がなくなっている理由は。	「市民参画」は第 11 条、第 12 条のみで使用し、条文で説明されているため、定義は不要ではという考えから削除しています。
7	第 2 条 (3)「市民等」に「地区まちづくり推進委員会」を入れるべき。	「市民等」に「まちづくり活動団体」を、「まちづくり活動団体」に「地区まちづくり推進委員会」を含めています。
8	第 2 条 (6)「まちづくり活動団体」の「地区まちづくり推進委員会その他の」は削除してください。	検討委員会での、まちづくり活動団体の中心は地区まちづくり推進委員会であるという意見から、規定したものです。

9	第2条(1)の条文からは「まちづくり活動団体」が削除されているが、逐条解説に残っている。	条文に併せて修正します。
10	第2条(1)の定義に「土地、建物を所有する者」を追加してください。	様々な考え方があるので、いただいた意見を参考に検討します。
11	「市民等」の定義に高等教育機関が規定されていないが、高等教育機関は含まれていないという解釈でよいか。 基本理念の逐条解説の中では、主体に高等教育機関が位置づけられており、条文と合っていないのでは。	含めるべきかどうかについて、検討させていただきます。
12	第3条、逐条解説中「主体(市民、まちづくり活動団体、事業者・・・)」は、主体(市民等、市、大学、専門学校など)の方が適切です。	ご指摘のとおり修正します。
13	第6条第5項「人的、技術的及び財政的支援等」とあるが、具体的には何をいうのか。	人的については、まちづくりコーディネーターやコミュニティセンターの職員体制の充実、技術的については、市が持つノウハウの提供、財政的については、まちづくり総合交付金や中山間地域振興枠などについて想定しています。
14	市職員も地域活動に積極的に参画することの意識付けになる。	いただいたご意見と同じ考えをもって規定しています。
15	第6条第1項は、「・・・参画することができるよう、関係者相互間の意見を調整するとともに、必要とする情報を積極的に提供するものとする」とすべき。	すべての意見の調整が、市だけの役割とは言い難いため、文言の追加については慎重に考えさせていただきます。
16	第6条第5項について、まちづくり計画書を作成する必要が生じてくると思うが、市職員の育成等を行うためにも、支援制度を活かし、一緒になって計画書の作成に努めていただきたい。	これまでも、まちづくり計画の作成にあたっては、担当職員など市職員も関わってきました。今後も、職員も一緒になって、計画書の作成に努めてまいります。
17	第6条第1項(5)「市は、地域の個性に配慮したうえで、まちづくりの推進に必要となる・・・」と修正して欲しい。	修正する方向で検討します。
18	条例中に「事業者」の記載がありますが、事業者に対し説明や協議等は行ったのか。事業者は、このことについて理解・認識しているのか。	検討委員会には商工会議所や商工会から推薦いただき、委員として検討いただいています。今後は商工会議所や商工会へもこちらから働きかけを行い、広報、

		説明会などにより条例の周知を図っていきます。
19	第9条、事業者・教育機関との連携について、それぞれ協働のまちづくりを進めるうえで重要なことだと思うが、方策が曖昧ではないか。	条例では、協働のまちづくりを「市民」「まちづくり活動団体」「事業者」等と一緒に進めていくという「理念」の規定に留めています。具体的な方策については、総合振興計画等に揚げて取組むこととしています。
20	第9条第1項で事業者に対し「推進に努めるものとする」となっているが、第2項の高等教育機関に対しては「寄与するよう努めるものとする。」となっている。意味の違いがあるか。	事業者は、市民等の定義に位置付けているように自主的にまちづくりを推進する立場としており、高等教育機関は、第三者的な立場として関与していただくに留めるべきではとの判断から分けています。
21	第9条の事業者及び高等教育機関との連携は、市民及び市が行うことであって、主語が「事業者は、…」 「高等教育機関は、…」となるのは誤りではないか。	事業者や学校等も自主的にまちづくり参加していただきたい思いからこのような表現となっていますが、条のタイトルとのバランスも考え、持ち帰って検討させていただきます。
22	第9条について、「寄与するようになさい」とあり、寄与すれば連携しますとように捉えられる。市民等や市から連携を持ちかける表現が相応しい。	ご意見を踏まえ、持ち帰って検討します。
23	第12条の市民参画の方法について、(3)説明会とあるが、一方的な説明会だけでは不十分で、実際に意見を聞く公聴会の方が適切。「説明会」という表現では、説明だけで終わることができる。	説明会についても基本的には意見を聞く場であると考えています。
24	第12条第1項 「・・・の方法のうち効果的な手段を講じ」を「・・・の方法のうち効果的な手段を最大限講じ」に修正すべき。効果的でなければ、何もしないよう受け取られる。	すべてを最大限に実施するのではなく、民意を把握するための効果的な手法を講じることとしています。表現については、持ち帰って検討します。
25	第12条第2項について、答申ではあったものが何故なくなったのか。	市の情報公開条例で同じ規定があるため、重なる部分については削除させていただいています。
26	第12条第2項について、この条例でも示してもらった方がわかりやすい。	例規のルールがあるので、削除しているが、ご意見については検討させていただきます。

27	第 12 条の逐条解説に、削除された「第 2 項」という記載がある。	第 2 項の検討にあわせて見直します。
28	第 15 条について、目次は「所掌事務」となっており、条文では「所掌事項」となっている。	「所掌事項」が正しいので、修正します。
29	第 18 条の逐条解説に「これまで同様」とある。運営規則の規定に従ってという事だと思うが、現在の規則の内容が変わる予定なのか。	基本的には、現在の「浜田市地域協議会運営規則」の内容を踏襲する予定です。
30	最下段の逐条解説「浜田市地域協議会運営規則の規定より」に「運営規則の規定により」とした方が適切。	修正させていただきます。
31	<p>地域協議会は、市の提案において「住民自治」と「団体自治」の接点となる役割を担うことが想定されている。</p> <p>委員は地元の地域、自治会、集落等を代表した者が就任しており、いわば市民の声を市長に届ける組織であるため、その存在は地域にとって必要なもので、一定の権限を付与すべき。</p> <p>市長はこの市民の声に対してはっきり答えなければならず、「地域協議会の意見を尊重する」という文言は条文に明記すべき。明記を拒むことは、この条例・制度を形骸化させたい気持ちの現れ。</p>	<p>条例には市や市民等の役割が規定されており、条例に規定されている限り市はこれを遵守する。</p> <p>尊重することは当然のこととの意味から外しております。</p> <p>明記が必要ではないかとのご意見ですので、明記する方向で検討します。</p>
32	<p>第 14 条の逐条解説には、地域協議会での協議内容や意見を尊重すると明記されている。また、来年 4 月からは地域協議会が一定の役割を果たさなければならない。そうした時に、地域協議会に権限らしきものが与えられないまま、そのような任につけというのはおかしい。</p> <p>逐条解説にある、尊重するという意向を条文に書き加えるべき。</p>	
33	<p>三隅の地域協議会としては、住民自治と団体自治との接点である自治区長は残してもらいたいと言ってきた。</p> <p>その中で、その責を地域協議会に担うこととしているのであれば、地域協議会</p>	

	<p>が住民自治と団体自治との接点となる。</p> <p>その重みをきちんと理解して条文に尊重する旨を加えてもらいたい。</p>	
34	<p>第 15 条 (2) 答申では「一体的なまちづくりに関する事項」だったものが、「まちづくりに関する事項」に見直されているが、この点については答申を尊重すべき。</p> <p>※「新たな住民主体のまちづくりについて」の中に、「一体的なまちづくりを目指します」と記載している。</p>	<p>「まちづくりに関する事項」という規定を入れるに当たり、「一体的な」という語句で限定的な表現にするのはどうかという議論の中で、「まちづくりに関する事項」ということで、幅広く規定しておいた方がよいのではないかという意見から、見直しを行ったものです。</p> <p>ご指摘いただいた内容について、言葉の重要性を考慮し、取り扱いについては検討させていただきます。</p>
35	<p>まちづくり活動団体の定義には、地区まちづくり推進委員会とその他のまちづくり活動団体とある。市民等の定義では、まちづくり活動団体を含んでいる。その場合、第 20 条第 2 項では「市民等に対し～」となっており、まちづくり活動団体がまちづくり活動団体に対して情報提供することにならないか。</p>	<p>ご指摘の点については、修正させていただきます。</p>
36	<p>第 22 条 今後、公民館のコミセン化で名称が確定した場合は 22 条の条文に名称は入るのか。</p>	<p>名称については、12 月議会で提案予定となっており、この条例の議決後となりますので、確定後も現状のまま、名称が入ることはありません。</p>
37	<p>章の名称について、答申時「条例の推進」であったものが、「条例の検証」となっている。なぜ変わったのか。</p>	<p>市内部の法令審査会において、「条例」を「推進」という表現は相応しくないとの意見があり、検討委員会の中でも検証を強く言われていたことから見直しています。</p>
38	<p>答申から修正された第 7 章の名称だが、「推進」と「検証」では大きく違う。条例の名称は「条例の推進」に戻してもらいたい。そして、第 23 条の中に「推進計画を策定し、その進捗を検証する組織をおく」と明確にしていきたい。</p>	<p>協働のまちづくりを推進するという言い方はあるが、条例を推進するというのは違和感があるということから見直したという経緯があります。</p> <p>推進が重要だというご意見がありましたので、改めて検討させていただきたいと思います。</p>

39	<p>逐条解説の最下段に「組織の詳細については、別途定め運用していく」とあるが、いつ、どのように定め、運用していくか示して欲しい。遅くとも条例施行時には作成されているべき。</p>	<p>組織については、総合振興計画審議会において進めていくことが検討委員会の中で了承されています。</p> <p>来年度は最上位計画である総合振興計画後期基本計画を策定することとなり、計画の中には協働のまちづくりについての項目も章立てされており、この中で検証に必要な数値目標なども設定することとしております。</p> <p>場合によっては、ワーキングなどにより計画の策定等を行っていきます。</p> <p>なお、委員のメンバーについては、現在の検討委員とほぼ構成が似ていますので、検討委員会のメンバーが参加できるよう配慮していきたく思います。</p>
40	<p>まちづくりを円滑に進めるためにも、第23条の検証は必要。地区まちづくり委員会も、中期計画を作り、それに沿って実践し、5年経った時点で反省し、検証しながら、新たな5年計画を作っていくという繰り返しになっている。なぜ行政として新しい協働のまちづくりを作っていく段階で、それができないのか疑問。必ず検証をする機関が必要。</p>	<p>まちづくりを円滑に進めるためにも、第23条の検証は必要。地区まちづくり委員会も、中期計画を作り、それに沿って実践し、5年経った時点で反省し、検証しながら、新たな5年計画を作っていくという繰り返しになっている。なぜ行政として新しい協働のまちづくりを作っていく段階で、それができないのか疑問。必ず検証をする機関が必要。</p>
41	<p>計画の策定は必要。また、具体的に動けるようにならないと検証ができない。運用するための規則や要綱を早く定めるべき。</p>	<p>計画の策定は必要。また、具体的に動けるようにならないと検証ができない。運用するための規則や要綱を早く定めるべき。</p>
42	<p>推進組織は、関係計画の策定、進捗状況の把握、検証と対応が必要となるので、条例作成に関わった現検討委員があたるのが最適。</p>	<p>推進組織は、関係計画の策定、進捗状況の把握、検証と対応が必要となるので、条例作成に関わった現検討委員があたるのが最適。</p>
43	<p>第23条に条例の推進計画を策定する文言が必要。</p>	<p>第23条に条例の推進計画を策定する文言が必要。</p>
44	<p>コミセン化の検討をされ報告書が出されているが、その中にコミセン化に向けて不安なものがたくさんある。それをきちんと受け止めてもらうため、報告書にコミセンの運営については全市的な組織に於いて評価、検証する必要がある、その検討組織をおくこととしている。これは、総合振興計画審議会をイメージしていないと思う。</p> <p>この条例を作る際に、たたき台も含めて生みの苦しみを感じている人が、この条例がうまくいくかどうかを含めて責任をもってもらい、その組織でやらないと、年1回の総合振興計画審議会が出た意見を市政に反映できるとは思えない。</p>	<p>この条例を作る際に、たたき台も含めて生みの苦しみを感じている人が、この条例がうまくいくかどうかを含めて責任をもってもらい、その組織でやらないと、年1回の総合振興計画審議会が出た意見を市政に反映できるとは思えない。</p>

	<p>今からこの条例を基に、コミセン化も含めて、浜田市民が努力する目標になる。地域との約束事。その約束が現実的になり、不都合があれば見直すとなると、条例を作った人が深く関わるべき。</p>	
45	<p>総合振興計画審議会で検証するといった話はびっくりして聞いていた。会長も覚えていると思うが、多数決を取って、9対9だった。決まったように説明があったが、本当なのか。</p>	<p>検討委員会を9回やってきて、8回目に検証体制をどうするか議論があり、条例検討委員会の委員と総合振興計画審議会で多数決の中で9対9でした。</p> <p>そういう状況で、第9回の検討委員会の際に、どうするかを改めて議論し、総合振興計画を来年度見直すにあたって、章立てとなっている協働のまちづくりの部分について、数値目標も掲げてやるということを説明し、委員会の中で、総合振興計画審議会でやってもらっているのではという意見が認められ、皆さんが了解をされたという経過です。</p>
46	<p>総合振興計画審議会で扱うべきものではない。数値目標が簡単に現せないし、数値だけでは現せない問題もある。早期に対応できるかも全く別問題。</p> <p>きちんと流れるようになり、今の条例検討委員会がもういいということになれば、その段階で新たなことが考えられるかもしれないが、少なくとも今の自治区制度が新しいものになる段階で、新しい条例を作り、色々な問題が起きることが想定される中では、多数決で決めるものではないし、共通の意識として今の検討委員会で、責任を持って計画の策定や検証、推進をやっていただきたい。</p>	<p>地域協議会の意見としてまとまるようであれば、検討していきたいと思いますが、他の地域協議会を含めて、構成団体の方の納得はいただいたのではないかと、第9回の時点では理解しています。</p>
47	<p>第24条 「条例の見直し」は「推進・検証」と一体的に考えるべきもの。現在の条文では、第23条と第24条がそれぞれ分断され、独立した記述になっているので、第24条については、第23条の推進・検証するための組織を踏まえた記述にしてもらいたい。</p>	<p>章立ての構成と併せて検討をします。</p>

地区まちづくり推進委員会の設立及び位置づけ		
48	地区まちづくり推進委員会の位置づけについて、他のまちづくり活動団体と並列的になっていて、軽んじられているように感じるので、区別してほしい。	他のまちづくり活動団体と区別するため、第2条で定義するとともに、第19条には「まちづくり活動団体」とは別に条立てをして、規定を設けています。
49	他の主体も一緒になってまちづくりを進める意識に立てば、地域みんなが「まちづくり推進委員会」を組織するはず。	ご意見のとおりと受け止めています。この条例の理念を広めながら市民参加の意識を持っていただくことで「まちづくり推進委員会」の設立を進めてまいります。
50	浜田自治区では、まちづくり推進委員会の組織率が約60%と聞いている。権利と義務の関係性を考えると、義務を遂行してこそ、権利を得られるもの。義務を遂行しない浜田自治区の4割が、権利だけを主張し、それに振り回されるような行政となっては良くない。そういったことが無いようにしてほしい。	全ての地区において、「地区まちづくり推進委員会」が設立されるよう、一層支援してまいります。 令和元年度においても3団体、現在も複数の地域での設立の動きがあります。
51	浜田自治区の地区まちづくり推進委員会は、今後、どれほど組織されるのか。	現在、設立に向けて話が進んでいるのは3団体、昨年度は3団体が設立しているという状況です。
52	地域組織の体系化がなされていないことが致命的である。地区まちづくり推進委員会が頂点にあり、その下に事業者、NPO、県大の学生があるのが現実的な話し。 地域によって事情はあり、他の団体でも濃密な活動をしているところもある。その活動を阻害するのではなく、独自の活動は継続しながら、一つの組織にまとめることは、何の不便もなく、理念も間違っていない。 お互い協力しながらやりましょうということなのに、なぜ、独自になるのか不思議だが、このままでは、一体となったまちづくりはできない。	地区まちづくり推進委員会の体系的なことで言うと、他の自治区の中では地縁という町内会や自治会が地区まちづくり推進委員会を設立し、それと同等の立場で事業者やボランティアが並列となっている組織が既に出来上がっており、その中でまちづくりを進めている地区もあります。 今回、様々な場面で理想を掲げて合せようという努力を検討委員会でもしてきましたが、現状を無視して、理想だけを掲げてやっていくと、今の皆さんに大きな負担となります。 そこを考えると、柔軟なスタートを切らせてもらい、各地域の特徴を活かしながら、理想に向けて近づいていこうということで、この案がまとまっているので、その点は理解いただきたいと思います。

53	<p>地区まちづくり推進委員会が全市に広まるよう推進するため、地区まちづくり推進委員会の設立および設立の推進に関する章が必要です。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会については第6章に明記しています。他とのバランスを考慮し、推進していくという方針については逐条解説に記載しています。</p> <p>章立てについては、内部で検討させていただきます。</p>
54	<p>第19条で地区まちづくり推進委員会を位置づけしていると言われているが、この記載では、地区まちづくり推進委員会が別格であるということがわからない。</p> <p>組織を一本化し、そこから一体化に繋げるような設立から推進、検証までできる条例にしていきたい。</p>	<p>各地域で地区まちづくり推進委員会の位置づけが異なっており。色々な違いがあります。その違いを持ち寄って、検討委員会の中で、お互いの地域のことを理解しあいながら、この形にすり合わせました。ここがスタートということで、皆さんが理解されているということです。</p> <p>ご意見としては承りたいと思いますが、執行部ということではなく、検討委員会の議論の中でここに落ち着いているということです。これも尊重しないとイケないと思っています。</p> <p>今回の提案の内容を土台として、いただいた意見の中で共有できる部分について修正していくということは考えていく必要があると思っています。</p>
55	<p>浜田自治区に地区まちづくり推進委員会が設立できない理由は何か。</p>	<p>個人的な見解で言わせていただくと、一つは地域ごとの困り感の問題があります。困り感があり、それを解決するために地域の人が参画し、何かしようという動きがあり、そこへ市の勧めている制度が一緒になれば地区まちづくり推進委員会を組織することになると思います。</p> <p>困り感がなく、町内会や自治会で活動を十分しておられる所に、新しい組織を投げかけても、なかなか進まないという実態があると思っています。</p> <p>今後は、そういった地域でも、防災や福祉、健康など取組むべき課題は多く、子どもたちの教育についても、皆で関わって育てていくということを考えると、地区まちづくり推進委員会を組織していただく必要があると思っています。</p>

56	<p>この条例（案）では、地区まちづくり推進委員会ではなく、町内会や自治会でも良いと理解され、一体的なまちづくりには繋がらない。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会の設立を推進していくという市の方針は変わりませんが、現状での地域の実情を踏まえた規定としています。</p>
57	<p>この条例は、全市に地区まちづくり推進委員会を作るという考えに向かっているための条例である認識しているが、それは違うのか。</p> <p>この条文だと、統一していこうという考えはなく、それぞれがまちづくりをやっているならば、組織団体にはこだわらないという条例になっている。</p> <p>これから全市が一体化していくためには、実情を認め、地区まちづくり推進委員会を組織していくことを目指す条例を作ってはどうか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会を全市に広めていこうという方針は変わっていません。ただ、地域の実態があるのも事実です。</p> <p>市民一人ひとりがまちづくりに関わっていこうという意識を広めていくことが、地区まちづくり推進委員会を作っていく中でも大事なことだと思っており、今回の条例の制定で、一番にその部分を確認しました。</p> <p>今の段階で、どこまで規定するかは、検討委員会で揉まれ、ここを落とし所として、検討委員会で定められたので、そこは尊重していく必要があると思っています。</p> <p>ここをスタートとして、当初の目的どおり、地区まちづくり推進委員会の設立に繋げていきたいと思っています</p>
58	<p>無理を言うのではなく、浜田自治区の方々が、細々でもやっておられたら、職員が協力するから計画を作ってみませんかというような協力体制があれば安心感が出るのではないか。</p> <p>地域で全てやりなさいとすると、自分たちではできないと思われる。次世代の若い人や市職員も含めて、みんなで一緒にやっていく。言葉だけでなく、体制があればできると思う。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会ができて、計画を1年以内に作っていない、あるいは、期限が切れている計画もあるので、そういったところにはしっかり働きかけをする必要があると思っています。</p> <p>今一度、職員も地域に出向いて、サポートできるよう、しっかり伝えたいと思っています。</p>
59	<p>浜田自治区もできないことはない。声かけするだけではダメだと思う。</p> <p>要綱を守りなさいとあるが、計画がないのに認定しているのであれば、守っていないということになる。</p>	
60	<p>協働のまちづくりを推進するにあたり、その中核となる「地区まちづくり推</p>	<p>住民の参加意識が無いと設立は進まないことから、この条例をもって引き続き</p>

	進委員会」が市全体に設置されていないようでは「新しいまちづくり」はスタートできない。	設立の推進を図りたい。
61	浜田自治区でまちづくり推進委員会がないところも、まずは公民館単位の町内会だけでも組織を立ち上げたらどうでしょうか。徐々に肉付けをしていくこととし、まずは形を作ることから始めたら良いと思います。自治区を廃止し新しいまちづくりに賛成したのであれば、その方針に従うべきです。	まちづくり推進委員会の設立にあたっては、組織化しやすいように、公民館単位に関わらず、単一又は複数の町内会等での設立も可能としています。ご提案のように、まずは、設立可能な地域から立ち上げができるよう進めております。
62	市民と行政が一体となって、元気なまちづくりをしていく第一歩として、同じ目的を持った組織というのは必要になる。 統一した組織があれば、まちづくりに関連した地域間の交流も出てくる。 統一した組織が大切だと思うので、目的を決め、それまでに組織を作ってもらおうとすることで、努力してもらいたい。	浜田自治区ではこれまでの取組がなかなか進まなかったという現状はありますが、今回の条例制定、拠点整備を踏まえて、設立に向けて努力していきたいと思っております。
コミュニティセンター関係		
63	コーディネーターについて、どのような形でコーディネーターを育成するのか。 また、それぞれの地域に対して、どのように支援をしていくのか。	地域の実情に応じた支援ができるよう、専門的な知識やまちづくりや社会教育の経験があり、専門的な助言ができる人を配置し、地域のまちづくり活動の推進に関わってもらおうことを考えています。
64	このコーディネーターの位置付けはとても重要で、これを市職員がしないのは、おいしいところを捨てるようなもの。 市職員自らが地域に出て、身をもって経験することが大切な人材育成である。 人を配置すれば人的支援ができるという考えは間違い。コーディネーターについては、社会的に偉い人というのではなく、市職員で寄り添える人をきちんと育てていくことが大切。	地域の職員が、地域に出向き、一緒に汗をかくことが、地域に貢献することだと思っています。 そういった研修を含めてしっかりやっていきたいと思っています。

65	<p>公民館を拠点に地区まちづくり推進委員会をとなっているが、独自に決めた事務職員がいるので、自分のところは違うという地域があり、これも統一性のない話で、こういうことから一体的にならない。</p> <p>公民館を拠点とするとしたのなら、事務は公民館です。そういった仕事が全くない他の自治区の主事は仕事が楽になる。</p> <p>かたや三隅町では、主事はその事務を担っている。今の主事の仕事が公民館により均等でないという状況はどうなのか。</p>	<p>生涯学習課が担う公民館の事業は法律で規定されており、地区まちづくり推進委員会の事務局を持つとなると、社会教育法に基づく公民館では難しいという判断から、夜の部分においては、各地区まちづくり推進委員会からの手当が支給されたところもあります。その際、金額の差や支給がない地域もあるということは認識しています。</p> <p>そうしたことから、この条例を制定することで、第22条にある、公民館に、今までやってきた社会教育や生涯学習を推進した上で、まちづくり活動の機能を加えるということを、全市的な取組としてやっていくため、このような条文が規定されたのご理解いただきたいと思ます。</p>
66	<p>第6条（市の役割）にも関係しますが、浜田自治区は、地域の歴史を含めた多様性を考慮した公民館設置のための区域設定の構想がありますか。</p> <p>旧市街については、周辺部と違って地域の多様性を考えないとまとまった地域活動はできないということなので、地域の拠点を作るにしても、まちづくり活動団体をつくるにしても、それをどのように導いていくか、将来的に、それが成長することで、どこに拠点が必要なのかということは、行政として考えていかなければいけない。この点については努力をしてもらいたい。</p>	<p>多様性を考慮した公民館設置のための区域設定の構想はありませんが、適正配置については、大きな課題であると認識しており、今後研究していきたいと思っています。</p>
規則・要綱の見直しについて		
67	<p>第2条第1項(5)の解説に認定要件が「浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱」に記載とある。また、第6章第19条逐条解説でも活動内容について同様の記述となっているが、この要綱そのものが未熟（メリットが記されていないし、記述の仕方に問題がある。また、義務が</p>	<p>「地区まちづくり推進委員会認定要綱」については、組織化する上で必要な事項と基本的な事業を定めたものです。</p> <p>また、この協働のまちづくり推進条例について、施行規則は策定の予定はありませんが、コミュニティセンター設置条例やまちづくり総合交付金など関連する</p>

	書いてあっても履行されていない現実がある。) だと思う。条例の施行規則をはじめ、関連する規則等を整理する必要がある。	ものについては別途整理します。
68	<p>地域協議会は、自治区長がなくなり、住民の声を反映する唯一の組織となる。</p> <p>地域協議会委員の選任について、条例ではどの団体でも推薦されれば良いことになっている。まちづくり活動を熱心にやり、どんな苦労があるかを知っている人が、地域協議会に出ていかないと、自治会や他の組織との接点が消えてしまう。</p> <p>地区まちづくり推進委員会が頂点の組織であれば、そこから推薦すれば、地域協議会がどのように動いているかが分かる。</p> <p>今後、地域協議会が唯一の頼りになる組織となるため、運営規則については見直すべき。地区まちづくり推進委員会認定要綱、まちづくり総合交付金要綱も見直さないとしているが、これでよいのか。</p>	<p>全ての要綱を見直さないということではなく、まちづくり総合交付金については新しい基準について、見直しを進めているところです。</p> <p>地域協議会については、今のご意見を踏まえて、改めて検討したいと思います。</p>
69	<p>地域ごとの危機感に高低はある。課題にしても地域によって多少がある。ただ、これは税金（まちづくり総合交付金）が投入される話になる。</p> <p>多少の傾斜があるとしても、均等割部分がかかなり大きい。ここの見直しは検討されていると思うが、困るところは本当に困っているのに予算がつかない。予算が有り余ってどう使おうか困っている地域もある。</p> <p>こういう不公平感がないように、算定基礎からもう一度徹底的に見直すということをやっていただきたい。</p>	<p>まちづくり総合交付金については、現在見直しの組織を作って検討しています。この中で、地域の実情や状況を踏まえた上で、こういった傾斜配分をすることが望ましいかという意見もいただいているところです。しっかりと意見を聞いて反映させていこうと思います。</p>
70	<p>まちづくり総合交付金は適正に配分すべき。</p>	<p>まちづくり総合交付金のあり方については、様々なご意見をいただいております。今年度、「まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」において、算定方法な</p>

		<p>どについて、各自治区地域協議会からの代表者も含めて議論をいただいているところです。また、まちづくり計画の策定を要件に、「まちづくり総合交付金 課題解決特別事業」を交付するなど、地域の配分に考慮しています。</p>
71	<p>この理念条例の中も、方向性があやふやな部分がある。この理念で進めますということで、地区まちづくり推進委員会の設立を呼びかけても設立しない。</p> <p>現実的に考えて、要綱を見直さないとダメだと思う。それは飴とムチで、認定を何でもすればいいということではない。</p> <p>こういったことをしないと認定しないということを明確に出さないと、危機感は生まれません。</p> <p>要綱を見直さず、理念ばかり言われても動くものではない。</p>	<p>まちづくり総合交付金の土台となっていたのは、地域の清掃活動や草刈、溝掃除等、市が支援していたものを土台として、プラス、新しいまちづくりを考えたときのトータルの交付金ということで、成り立っています。確かに人口や面積を基準にしつつ、まちづくりに特に取組み、計画もあって思いがある地域については、課題解決事業の中から交付金を当てるという仕組みになっているが、地区まちづくり推進委員会が設立されていない地域へは交付金を出さないというのは、少し乱暴な考え方ではないかと思っています。</p> <p>交付金については色々な角度を持ちながら見直しをしているので、ご理解いただきたいと思います。</p>
72	<p>町内会へ交付するなどということではなく、地域課題と正面から向かっていない所は、最低限の必要経費として、別枠の補助金にすることを考える時期に来ているのではないかと。</p> <p>不公平感が10年間続いている。課題解決に使いなさいといっても、交付金の要綱を見ると、課題解決の部分が活動実績的な部分で、残りは均等割である。課題解決というような採択されるかわからないような不確定なものでは計画ができない。</p> <p>5カ年計画を作ったが、今の交付金制度では、その一歩目が踏み出せないこともある。町内会の経費とは、別の話で、別枠で考えればよい。本来そうあるべき。</p>	<p>(意見)</p>

73	<p>5ヶ年計画（まちづくり計画）を策定して事業を実施している地区もあればそうでない地区もある。まちづくり総合交付金の配分は適正といえるのか。</p>	<p>まちづくり計画の策定の有無による、まちづくり総合交付金の適用については、「まちづくり総合交付金 課題解決特別事業（最大100万円）」において、まちづくり計画に基づく事業のみを対象にするなど、考慮しています。まちづくり総合交付金の配分については、現在、制度改正検討委員会で検討中です。</p>
その他		
74	<p>地域協議会としての意見をまとめる際、三隅から3人出ている委員が、提案、意見した内容で、採択されなかったものについて、それは何故なのかを出していただき、それを再度提案していくことが筋ではないか。</p> <p>この部分について、資料として提出してもらえないか。</p>	<p>会議録があり、どのような申し入れがあり、どのような流れでまとまったかということは整理されています。</p> <p>三隅自治区地域協議会の中で、項目立てでもあれば、どのような議論をされたかについて、お示しできると思っています。</p>
75	<p>来年の4月からは、市長部局の予算となり、どのようにやっていくのか。</p> <p>第22条には公民館を拠点としているが、拠点となった地区まちづくり推進委員会の主事の手当てなどを要綱などで示さないと、不公平なままになる。</p>	<p>コミュニティセンターに社会教育としての役割に加え、まちづくりの役割を設けるということですが、これまで公民館では、まちづくり活動を既にされています。その線引きが明確でなくなっているということは、社会教育に対し、まちづくりも裾野を広げるという考えが浸透してきたからだと思います。</p> <p>現在、三隅自治区は、主事が2名、館長が52時間で1名という体制ですが、他の自治区では1名しか主事がないという状況があり、この人件費的な手当については全体で考えていかなければいけないということで見直す方向で考えています。</p> <p>どこまでできるかは地域によって実情が違います。現状の手当の中で、更に仕事を追加するというのではなく、その中でどれだけの事業ができるかは、地域の実情を踏まえて判断していただきながらスタートしていくというように考えています。</p>

76	<p>条文と逐条解説はペアで表明されなくてはならない。いつのまにか逐条解説がなくなっていくようなものであってはならない。</p>	<p>条文と逐条のセットで説明はもちろん、啓発の際は、更に簡略した概要版等により住民周知、説明していきたいと考えています。</p>
77	<p>答申された条例（案）は、逐条解説が無いと理解できない。当然今後も条文と逐条解説がセットで説明され運用・実施・検証される必要がある。</p>	
78	<p>浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書の内容を尊重してください。</p>	<p>答申については、報告書の内容を踏まえ検討いただいております。今後もその内容を尊重し条例の見直し等行ってまいります。</p>
79	<p>説明するときには図を用いると、皆さんに理解してもらえます。</p> <p>「私」がいて、「私」が属する集落がどこにあって、それが繋がったらいいことがある。というように、推進するにあたって、別の方法で図示し、こういう計画をつくれれば、こういう補助があるというようなことがきちんと説明でき、自分の立ち位置も説明できるものが必要。</p> <p>条例を見ただけでは、まちづくりは難しいと。そういう作業をやっていくと、何を定義すれば良いのかも見えてくる。</p>	<p>(意見)</p>
80	<p>「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例」第2条第1項第1号(まちづくりのための協働のあり方に関する事項)に関しては、どのように調査審議され、どのような形で成果報告されているのか。</p>	<p>検討委員会では、条例の素案を作成する前段において勉強会や視察を行ってきました。また、「まちづくりのための協働の在り方」についてグループワーク等により検討を行っています。その成果として、この条例（案）が出来上がっているものと考えていますので、特別に、成果報告を作ったものではありません。</p>
81	<p>文末が「努めるものとする」となっているものについて「できなくても仕方ない」というニュアンスを含まないように、「～することとする」など言い切る文にすべき。</p>	<p>これからの意見を踏まえ検討します。</p>

82	<p>コミュニティセンター設置条例の制度設計のために、公民館を回るとの話だったが、施行されてからも現場に出てもらいたい。地域の実情を肌で感じずに、支所からの意見を裁可できるのか。部長、課長など責任のある立場の人が公民館へ出向くべき。そうすれば色んな話ができる。この内容を、異動の際には後任にきちんと引き継いでもらいたい。</p>	<p>職員は地域に出向いて、地域の声を聞いて、初めてよい政策ができると思っています。</p> <p>また、当然、異動ということはあるが、職員がどのポジションに行っても、現場に出ることは基本的なスタンスだと思っています。</p>
83	<p>検討委員会では、温度差が違う中、各自治区の人が集まって、協議しながらできてきたのがこの条例（案）になる。</p> <p>色々意見を言って磨きをかけることは大事だと思うが、まず立ち上げて、気持ちを一つにしてやっていくことが大切。</p>	(意見)
84	<p>検討委員会のスケジュールについて、元のスケジュールではパブコメを反映するタイミングで検討委員会の開催が予定されていたが、今回は、内部の検討も終わった後に第10回の開催が予定されている。パブコメの意見を反映するタイミングでの検討委員会を開催すべきではないか。</p>	<p>市として最終的に条例（案）を決定した際には、検討委員会へフィードバックさせる必要があると思っているので、検討委員会の開催については、もう一度協議させていただきます。</p>
85	<p>条例案について集中しているが、自治区制度の見直しに関する全体像の現状についてというものの説明がない。</p> <p>例えば、新たなまちづくりの予算についてはどうなっているのか</p>	<p>市と自治区制度に関する予算については、中山間地域の枠として5年で10億円でありますとか、先ほどのコミセンにかかる人件費もありますので、条例を制定する際には、方向性が示されるものを用意したいと思っています</p>

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (三隅自治区 地区まちづくり推進委員会・自治会 意見交換会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	併記してある逐条解説は未来永劫残っていくのか。	例規集の中に併記するのは難しいが、途中で逐条解説がなくなるものではない。条例を周知していく時には、わかり易いチラシと逐条解説によって説明していくことを考えている。
2	第 15 条第 2 項 地域協議会の所掌事項に地域協議会は市長に意見を述べることができる」とあるが、これに対して市長がどのように答えるのかが明記されていない。意見をもらった場合は、何らかの回答を返すのは常識。	今回の条例と逐条解説は、検討委員会で作られた内容であり、それを踏まえて、市としての提案を考えていく。その中で、市長がきちんと応えるという明記が必要ではないかということについては、ご意見として承る。
3	自治区廃止の説明会で、「住民自治」という概念を強調していたが、この条例にはその文言がない。「住民自治」は将来を見据えた取組であり、この概念の下に「まちづくり」があると考える。	<p>自治区制度の後継として条例を掲げるのは本来違うのではという指摘もあった。</p> <p>地域の課題を地域で考える地方自治というものは、自治体などが運営する団体自治、住民の皆さんに取組んでいただく住民自治の二つの仕組みによって支えられている。</p> <p>自治体、地域によってどちらに力を入れて地方自治を進めていくかは特色がある。</p> <p>これまでは、自治区制度ということで、どちらかという団体自治、行政の仕組みの中で支えてこようとしていたことが、これからはまちづくりの課題は行政だけでは解決しないということで、住民自治へアクセラを踏みかえる。このことによって、地方自治の仕組みを守っていこうとしている。</p> <p>地方自治という大きな視点で考えると、自治区制度の後継として、まちづくり条例を定めることで住民自治を進めていくという大きな論点で言うとそういった舵を切ること。</p> <p>「住民自治」という語句がないという点については、住民自らが参画して地方のことを考えるという大きな意味が「協働」であるので、今回は「協働のまちづくり」ということで整理をさせてもらった。</p>

4	<p>地区まちづくり推進委員会（三隅モデル）が議論されているが、県が公民館単位や校区単位での小さな拠点づくりを進めてきた。公民館単位でまちづくりを進めるという県と連動した取り組みをなぜ考えていないのか。</p>	<p>公民館の単位には、エリアにばらつきがあり、特に浜田自治区では広大なエリアを抱えている。今回の条例では、より住民の皆さんに近く、小さなエリアでのまちづくりを応援する仕組みを考えている。公民館が適正な配置になっているかについては、大きな検討課題と捉えており、今後もしっかり議論していきたい。</p>
5	<p>地区まちづくり推進委員会の位置づけについて、最高組織として位置づけられていない。地域協議会の委員の推薦団体において、地区まちづくり推進委員会と他のまちづくり活動団体が横並びなのはどうかと思う。誰がリーダーシップをもってまちづくりを進めていくのかが明確になっていない。</p>	<p>三隅自治区は地区まちづくり推進委員会が町内会や自治会等、地縁の組織で支えられている組織と、思いや志を一緒にするボランティア団体等が一体となって組織されており、これが理想と考える。</p> <p>他のエリアでは、町内会や自治会を代表する組織が地区まちづくり推進委員会を組織し、これと志を同じくする組織が並列でまちづくり活動を行っている実態がある。</p> <p>この条例は、これを一つにするのではなく、この地域の特性をお互いに理解して作られたという経緯がある。現在、地区まちづくり推進委員会の考え方は地域によってばらつきがあり、これを承知した上で、今回のこの条例は、理想に近づけるためのスタートを切りたいということで、ご理解いただきたい。</p>
6	<p>地区まちづくり推進委員会認定要綱、まちづくり総合交付金交付金要綱については不公平感が多い。条例制定後は、これを見直していかないと市民は納得しない。行政としてこれを見直す予定はあるのか。</p>	<p>まちづくり総合交付金交付金要綱については、審査会等を開いて見直しをしている。地区まちづくり推進委員会認定要綱については、浜田自治区のみが100%組織されていないという中、今年も3つの新たな組織もできており、今後も設立に向けて粛々と取組んでいきたい。</p> <p>認定要綱の見直しについては、どうすれば地区まちづくり推進委員会が設立されやすいかという言う指摘だと思うが、これについては、研究を進める必要があるが、少なくとも地区まちづくり推進委員会の設立については引き続き進めていく。</p>

7	<p>地区まちづくり推進委員会の設立については、制度開始から9年経過している。浜田自治区で設置されていないということは何をしていたのか。行政はどういう指導をして、どういう方向にしようとしていたのか。三隅自治区は先行して取組み、課題を見つけて活動を行っている。</p> <p>10年経過してできなかったものが、これからできるとは思えない。設立していない地域にもまちづくり総合交付金は交付される。また、まちづくり総合交付金は過疎債によって賄っているが、この過疎債が出なくなる可能性があると聞いている。そうなった場合でも、この交付金制度は維持するのか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会ができない理由については、行政が一方的に進めるものではなく、地域の課題も含めて、それぞれの実情があることはご理解いただきたい。</p> <p>何も手立てが無いままにできないということではなく、地域の声を聞きながら、市も入りながら進めているが、結果としてできていないということについては、更に取り組みを強化していきたいと考えている。</p> <p>過疎債がなくなったらどうするかについて、少なくともこの条例の中には、協働のまちづくりを進めていくための人的、財政的支援が明記してある。規模など色々なことはあると思うが、無くなるということではなく、手立てはしていく。</p> <p>一点だけご理解いただきたいのは、まちづくり総合交付金が地区まちづくり推進委員会を組織していない地域に出ているという指摘があった。この制度は、ごみステーションの管理や街路灯の管理など、町内会がこれまでやってきたことを土台として、まちづくりについては上乘せして交付している。よって、地区まちづくり推進委員会が組織されていない地域には必要ないというのは少し異なることを承知いただきたい。</p>
8	<p>第3条 基本理念 答申の表現と比べて、パブリックコメントに出ている表現がきつく感じる。穏やかな表現のほうが相応しい。</p>	<p>表現については、答申後、法令担当部署と協議し、一般的なところで相応しいと考える表現に見直しているが、ご意見を踏まえて検討させていただく。</p>
9	<p>第6条 市の役割 文末が「努めること」努力するような表現になっている。こちらは「しなければならない」という表現が相応しい。</p>	<p>全てが見直しはできないが、ご意見を踏まえて検討する。</p>

10	<p>第 20 条第 3 項 「まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体と交流及び連携を図り～」とあるが、団体同士が連携、交流を図る際は、誰が音頭を取ってやるのか。この中で音頭をとれるのは地区まちづくり推進委員会ではないかと考えるので、そういった表現に見直しできないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
11	<p>第 22 条 条例と同時にコミセンも並行して議論しているが、なぜここにコミュニティセンターという表現が出てこないのか。「まちづくりの拠点はコミュニティセンターである」という表現はできないか。</p>	<p>9 月議会での条例承認を受けて、その活動拠点としてコミュニティセンター条例を 12 月議会に提案していくこととしており、時間差がある。名称については 12 月議会のコミュニティセンター条例に正式なものを提案していくよう準備している。</p>
12	<p>この条例を制定後、どのような制度ができるのか。「地域が寂れたら困る」という思いから自治区制度があったが、この条例を読むと、地域が寂れないためには皆さん努力してくださいということしか思い浮かばない。</p> <p>自治区設置条例には「支所機能」があったがこの条例にはない。行政が地域のまちづくりを進めていくうえで最低必要なサポート体制に関する制度がないと、何も担保するものがない。</p>	<p>この条例は理念条例に近いものだが、地域協議会などについては担保する必要があるという検討委員会での意見を踏まえ、条例に規定している。一方、自治区制度の中にあり、この条例に規定していない支所機能については、行政機構の話になるため、その中できちんと規定する。また、地域振興基金に変わる中山間地域の特別枠といった財源的なことについても条例に合わせて示していかなければならないと思っている。</p>
13	<p>第 2 条第 2 号 「事業者」への周知どのようにされているのか。また、今後されるのか。</p>	<p>検討委員会には商工会議所や商工会のメンバーに入っただき検討いただいている。今後は商工会議所や商工会への広報、説明会などにより条例の周知を図っていきたい。</p>

14	<p>周知をするにあたり、要綱、規則はどういったスケジュールでまとめるのか。理念条例だけを示されても、まちづくりは従来どおりになるのではないか。</p> <p>条例は、スリムでよいが、交付金や周知の方法についてなど、具体的に示してもらわないとわからない。</p>	<p>条例全体の要綱というものは想定していないが、まちづくり総合交付金などの財源的なことや地区まちづくり推進委員会については、条例を制定したことにより全てがゼロになることはない。中には、既存の制度をそのまま使うこともある。交付金のように見直していくものについては、決まり次第お示しすることになる。要綱や規則は細かいものがあり、全てをここでお示しできないが、皆さんにご理解いただけるような形にしなければならないと思っている。</p>
15	<p>前文 自治区制度の中で色々やってきたと思うが、それでできなかったことが住民自治でできるのか。できるのであれば、「できそうに思えるような内容」となる前文にするべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
16	<p>職務 コーディネーターが必要に応じてそれぞれの地域へ出かけると記載があるが、日頃は現場に勤務し、必要に応じて本庁での会議などで情報を吸い上げて共有し、レベルアップを図るといった体系が望ましい。</p>	<p>コーディネーターの体系については、限定されたものではないので、場合によっては各支所での活動、場合によっては5人が一つになって特定の地域に入るといったように、様々な方法ができると考えており、実情や地域の要望に応じて対応したい。また、各支所、本庁においてもまちづくりの担当職員がおり、まちづくり活動の支援ができる体制を引き続きとっていきたい。</p>
17	<p>コーディネーターは市の職員なのか、外部から専門的な人材を採用するのか。</p>	<p>外部から専門的な知識、経験を持っている人を新たに任用し、配置したいと考えている。具体的にどういった人を人選するかは決まっていないが、社会教育関係団体からの推薦や島根県中山間地域研究センターからの紹介などを考えている。</p>

18	<p>事務（事業） 三隅自治区は公民館がまちづくり活動の事務局を担っている。浜田自治区で地区まちづくり推進委員会が組織されず、自治会がまちづくりを担っている地域では、公民館が自治会の事務局をすることはできない。そうすると、公民館単位で事務量が異なる可能性が出てくるが、そういった点や、事業の規模や内容等によって主事の人数というのは増減するのか。</p>	<p>地域によって公民館の担っている実情が異なるため、一律に新しいセンターが地区まちづくり推進委員会の事務局を担うというのは現実的ではない。ただし、設立できていない地域や、複数ある地域についてもまちづくりを進めるスタッフは必要であり、できていない地域では設立に向けた支援や重点的な取組が必要と思っている。人員配置については、各センターにおいて、業務が大きく異なるため、今後、各センターを個別に訪問し、業務量や事業の実態を把握、整理し、適正な人員配置について整理する必要があると考えている。</p>
19	<p>職員 公民館主事は現在、嘱託職員という立場だと思うが、今後、多くの業務を担って、各公民館で将来の浜田市を担う職員であるため、嘱託職員という処遇はいかになものかと考える。公民館の主事について、処遇の向上が必要になる。</p>	<p>現在の主事については、コミュニティセンター化後も引き続き勤務していただきたい。処遇については、今年度、会計年度職員への移行により期末手当の増額といったことはあったが、現在のところ、コミュニティセンター化による給与の引き上げ等については、具体的に整理できていない。これについては、人事とも協議、調整する必要があると考えており、業務量や資格を踏まえて検討する必要があると思っている。</p>
20	<p>支所の窓口業務が今後、公民館でも実施されるということによいか。</p>	<p>支所は残り、支所が行っている業務もそのまま継続される。については、公民館に住民票の発行をお願いしている所は現状のままであり、特に業務が増えるということは考えていない。</p>
21	<p>この条例（案）は地域協議会で検討されてきたものと考えてよいか。</p>	<p>条例検討委員会では、各自治区の地域協議会の代表が委員として出席していただき検討した。途中経過については、各委員が地域協議会へ報告、意見聴取をした地域もあると伺っている。三隅自治区については、来週、地域協議会へも意見交換に伺う予定となっている。</p>

22	<p>各種団体とはどういった団体を考えているのか。</p>	<p>条例検討委員会の中でも、比較的若い人の意見を取り入れるよう配慮して欲しいとの話があったことから、県大の学生、リハカレの学生、高校生や子育て世代から意見を伺いたいと考えている。</p>
23	<p>三隅自治区は生涯学習推進委員会という組織を兼ねており、公民館の運営審議と合せて行ってきた。公民館の運営推進委員について、これからは「設置することができる」とあるが、運営推進委員の設置目的や役割については、コミセン化になってもしっかりと準備してもらいたい。</p> <p>「コミセン化とは何か」から地域は始まる。設置目的や役割について、職員はしっかりと頭に入れて運営推進委員の選任やまちづくり組織の改変をする必要があると考える。</p>	<p>公民館がコミセン化することによって、社会教育や生涯学習など今まで公民館が担ってきた部分が後退するのではという不安を持っている人もいる。そういったことが無いよう、ご指摘のあった点については改めて示していきたいと考えている。</p>
24	<p>第21条 浜田市においてもNPO法人は数多くある。NPO法人は、地域課題に取り組むという活動をしており、情報提供してもらおうという点について今後も引き続き取り組んでもらいたい。</p>	<p>いただいた提案について、検討させてもらおう。</p>
25	<p>中身について決まっていない部分があるので、早く具体的な内容を決めてもらいたい。</p>	<p>(意見)</p>
26	<p>今のまちづくりで苦境に立たされているひとつに福祉バスがある。台数や運用形態など色々問題がある。こういった点をまちづくりの現場からの声として福祉部局に伝え、社協への業務委託などを含めて整理していただきたいということをおく。</p>	<p>今日の出席者に回答できる者がいないため、意見があったことについて担当部署へ伝えておく。</p>

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (浜田商工会議所)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>国から受けている交付税等の国からの支援について、自治区がなくなった際に、影響は出るのか。</p> <p>過疎債がなくなるという話があるが、どういった方向になるのか。</p>	<p>自治区制度を設けているということで、特別に国等から入ってくるお金というものはなく、自治区制度がなくなったという理由で、交付税等がなくなるということはない。</p> <p>過疎債については、今年度限りで期限を迎えるということで、国で検討されている。今の試算の中では、過疎地域から外れる見込みがあるということは、市としても懸念している。</p> <p>過疎債が浜田市に与える影響は大きいため、県等を通じて、国へ要望活動をしているが、今後の動向はわからない。</p>
2	<p>この条例を推進していく上で、地域協議会を立ち上げて進めていくという話があったが、人口の差というものはどこに反映しているのか。</p> <p>5つの地域協議会で、意見が異なった場合、それぞれが同じ権利ではなく、地域の人口に合せた組織の構成を考えてもらいたい。限られた予算を使っていく中で、取捨選択しなければならない。その場合は、民主主義の大原則である多数決によるような形にしなくてははいけない。</p>	<p>条例策定にあたっては、浜田自治区が人口の多くを占めている。そういった意見をどのように反映させていくかについては、市としても課題だと思っている。</p>
3	<p>今回の条例について、自分の感覚だと、アウトソーシングを進めていくように感じる。それに対する予算(人、組織)、住民サービスを含めて、今後どのような変化が起きていくのか。</p> <p>これから人件費、コミュニティの方向性にかかる予算を含めて、事業費はどうなるのか。また、この条例によって、市民の役割と責任が増えていくのかという点を懸念している。</p>	<p>市民からも、予算や市の体制、また、市から仕事を押し付けられるのではという意見もあった。</p> <p>市としても全てを地域へという考えはないが、そういった点が見えにくいということもあるので、全体的なところで、今後の市の方向性について、検討中ではあるが、できるだけわかりやすく、皆さんへ示しながら進めていきたい。</p>
4	<p>この条例は、まちづくり全般を扱うかなり広い意味の条例だと思う。</p> <p>「市民等」には市民と市外の人も含まれ、市民等に権利が規定されているが、市政に関することについて、選挙権がない人にそこまで権利を与えるのはどうかと思う。</p>	<p>「市民」「市民等」の定義については、しっかり整理させていただき、条例は纏めていきたい。</p>

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (島根県立大学)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	行政と市民がお互いに補完し合えるということが、条文を読んでスッと入ってきた。連携し合うということが良いと感じた。	(意見)
2	第 10 条 情報の共有について、年代によって差が生じると思う。どうしても同じ年代同士、同じ地域同士での情報共有になってしまう。若い人と年齢の高い世代との情報共有、別の地域間の情報共有が出来る方法を考える必要がある。	情報発信の方法について、今後検討していく。
3	第 9 条 事業者及び高等教育機関との連について、何を求められるのか。	例とすれば、事業者には協賛による物資や人的な連携等を期待しており、高等教育機関には現在も行っている共同研究の成果が市政や地域に役立っており、今後お願いしたいと思っている。また、地域の方は若い方の意見を求めており、一緒に活動することもだが、話の場に参加していただきたいと思っている。
4	第 12 条 市民参画の方法以降、行政が独断で行うのではなく、地域の声を聴いていくということが書かれており良いと思った。	(意見)
5	第 22 条 まちづくり活動の拠点について、公民館に行ったことがなく、情報がないので何をしているかも全くわからない。わざわざホームページを見に行き情報を取ることはしないので、ペーパーや SNS などの情報発信があれば興味があるものに参加することが出来ると感じた。大学の学内メールにアップすることが出来ればよいと思う。	情報発信の方法について、今後検討していく。
6	行政から一方的に行うのではなく、市民と一緒にいう理想的な条例だと感じた。	(意見)
7	一体的なまちづくりの醸成を図ることは、どの条文に書かれているのか。	前文のところでは記載しているが、条文では謳っていない。
8	地区によってまちづくりの優先順位はあるのか。	行政が優先順位を付けるのではなく、地域で何に重きを置くかは地域で決めることであるため、優先順位というものは特に設けていない。

以下アンケート形式による

条例を見た感想は	
1	この条例を制定することで、制定以前と比べて何をどのように変化させていきたいのかという数値目標などがあれば、より良いと感じた。
2	第4条では「市民等は、市政やまちづくりに参画する権利を有する。」と記されているが、第5条では、「市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。」とあり、権利というよりは義務として位置づけられているような印象を受けた。
3	第7条では「市は、協働のまちづくりを推進するため、職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。」とあるが、職員のどのような能力を向上させることを目的としているのかをより明確にするべきだと感じた。
4	第13条で、協働のまちづくりを推進するための人材育成について記しているが、現時点ではまちづくりに関する知識や経験のない子どもや若者など、そのようにして地域の行事やまちづくりの機会に参画してもらうのかということも考える必要があると感じた。
5	協働のまちづくりを進めていく上で、市民参加を募る際にそのターゲットとなる世代やIターン者・Uターン者も参画できる内容なのかを記載することでより活動に対するイメージがしやすくなり、積極的な行動につながるのではないかと考えます。
6	市民がまちづくりを主体的に行っていくには、関わっていくことで自分たちがどんなプラスの影響があるのかを認識しておく必要があると考えます。
7	浜田市のまちづくりの拠点として公民館を利用すると書かれていた。弥栄自治区は、だいたい50キロ平方メートル内に公民館の数が一個しかない計算になる。
8	浜田市は、土地が広大で、居住地が拡散しているが、集約したまちづくりを目指しているというわけではない。
9	居住地が集約化されていないなら、無理にまちづくりの拠点を作る必要はないと考える。
10	地区まちづくり推進委員会と地域協議会との違いがよくわからなかった。
11	市民参加が最重要なポイントだと思うので、パブリックコメントやワークショップを多く実施し、住民の参加意識を高めることが必要だと思う。
12	公民館単位での市民参加を促すためには、まちづくり活動をサポートする人材を公民館ごとに配置するべきであると考えます。そのための人材育成もする必要があります。
13	全体を通して見ると、地域や市の協力体制が良かった。
14	情報量に年齢差が出る。
15	市民と行政が協力してまちづくりを推進していこうとする希望が切に感じられた。
16	市民の意見を取り入れながらまちづくりを進めていけるのがステキだと思いました。
17	行政と市民等が互いに補完しあってまちづくりを推進していくことが一目でわかる条例だった。
18	市民、事業者、行政、それぞれが案を出し合い、作り上げていっているのので、この町のまちづくりを積極的に行おうとする姿勢が伺えると感じた。

他に必要な条文、文言はありますか	
1	高齢者の方や若者、その間の世代も全員が安心安全に暮らせるようなユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを実践していく。
2	まちづくりを推進するために、浜田市で働いている 30～50 代の市民に、どのようなまちづくりを推進すべきなのかアンケートを行う。
まちづくりの拠点となる公民館がより使いやすく、人が集まりやすい施設にするにはどうしたらいいですか	
1	若者への周知をした方がよい気がする。
2	公民館が情報発信を積極的にする。
3	フリースペース等として開放したり、学生や在宅ワークの社会人の方が、気軽に使用できる自習室等の静かなスペースも設置する。 フリーマーケットや物々交換などの開催
4	若者が好きそうなものを販売する。
5	公民館でイベントや祭を行って、誰もが公民館に気軽に行けて楽しむことができる雰囲気を作る。
6	基本的に高齢者しか集まらず、若者はほとんど訪れないため、イベントなどを催した際に、若者に補助をしてもらうために、SNSを用いて情報発信を行う。
情報発信、情報収集するためにはどんな方法がよいと思いますか	
1	大学生などは学内メール等を利用すれば良いと思う。
2	SNS、インターネット
3	SNS、回覧板 スーパーマーケット、バス停、公共施設等への掲示
4	学校にポスターを貼ったり、学内メールを送る。
5	SNS上での意見を広報等で伝える。
6	SNSの媒体を用いる。 高校、大学の掲示板にチラシなどを掲載する。
高等教育機関が「まちづくりの推進」で出来ることは	
1	大学での研究などで関連する部分を寄与する。
2	まちづくりに関する研究をする。
3	まちづくり推進の具体案を提案 学生（若者の声）として意見交換会にも参加
4	ゼミ活動
5	地域における研究（活性化、人口減少 etc・・・）を活かす。
6	生徒や学生達にアンケートなどを実施し、浜田市に足りないものや、条文で不足していることなどの意見を書いてもらう。
若者がまちづくり活動に参加しやすくするためにどうしたらいいですか	
1	若者や高齢者などの一緒になって集まる場所が必要な気がする。
2	若者が情報を入手しやすい発信手段にする。
3	学校などの連携において学内メールにて活動参加者募集 高齢者から小学生まで誰でも気軽に参加できるようなお茶会のような雰囲気の場での意見交換会開催
4	大学を卒業したら帰る人たちは浜田のまちづくりにはあまり興味がないので、居住する人たちを増やす。
5	若者にまちづくりにどのようなものがあるのかを知ってもらう。
6	若者が主体となって行うイベントなどを催したり、学生限定のビジネスプランコンテストなどを行う。

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (リハビリテーションカレッジ島根)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	公民館を色々な人が集うコミュニティの場にしようということについて、「なるほど。」と感じた。	(意見)
2	公民館を利用される方は、高齢者や小学生等が多い中、私たち 20 歳代も関わっていききたい。	(意見)
3	条例の特徴として、まちづくりの主役が市民であることが良い。	(意見)
4	市の住民だけが対象だと思っていたが、通勤や通学で浜田市に来る方も対象とすることは良い。	(意見)
5	条文は内容が難しかったが、逐条解説を読むと分かり易く、市民のことを考えて策定していることが伝わった。	(意見)
6	旧浜田市出身だが、「まちづくりの推進」ということを知らなかった。条例を読んで内容を知ることができた。	(意見)
7	行政だけでなく、私たち学生や市民の意見を取り入れながら、まちを良い方向へ変えていくことは、私たちの要望も踏まえた上で変化させていくことであり、ありがたい。	(意見)
8	3 年前に浜田市に引っ越ししてきたが、これまでは私たち学生の意見に耳を傾けてくれる場を知らなかった。こういう場で学生の意見に耳を傾けてくれることはありがたい。	地域の方は、「学生の意見を是非聞きたい」と思っている。是非積極的に意見を言っていただきたい。
9	パブリックコメント等具体的な案を書いてくれていることは、想像や予測ができて、自分たちも参加しやすい。	(意見)
10	中国人である自分は、以前岡山市に住んでいた。岡山市では年に 3~4 回、国際交流会があったが、浜田市ではそういう場が少なく、1 回しか参加していない。繋がりが少ないため、浜田市のことでは心に残ることはあまりない。	(意見)

11	市民参加の方法に、いろんな形の周知方法と意見を聞く機会を記載している。本当にワークショップなど誰でも参加でき、意見を述べることができるのか。	皆さんにその権利はあり、参加いただきたいと思っている。内容によって、縛りもあるが、意見を聞く手法は様々だと思う。
12	将棋ができる場所を探したら、公民館でできると人から教えてもらった。自力で情報を得ることができなかった。図書館等公共施設にチラシがあると知り、HPで調べたが、開催状況を知ることが出来なかった。若い人たちは、インターネットで情報収集するため、「開催しました」ではなく「開催します、しています」の情報をもっと発信していただきたい。	若い人たちへの情報発信方法はインターネットが最良だという認識はあり、その方法については、検討していきたい。
13	街を歩いているとチラシが掲示されているのを見かけるが、学校内で配布されることはない。興味があれば、インターネットで調べるが、興味がなければ街を歩かなければ知る機会はない。可能であれば、チラシ等を学校で配布していただきたい。	まちづくりに参加したい気持ちはあっても、皆さんに情報が伝わっていないということだと思う。手法については、市として検討しなくてはいけない。
14	長浜小学校に通っていた時は、長浜地区でおじいさんやおばあさんと触れ合う機会があった。引っ越して浜田東中学校に通った時には、同じ浜田市で距離も少ししか離れていないのに地域の交流の場が無く、地域により差があると感じた。小さな頃から地域交流の機会があれば、まちづくりに参加しやすい。	(意見)
15	アパートには市報が届かず、回覧板も回ってこないため、アパート住民にも情報発信していただきたい。県外生は卒業後に地元に戻るかもしれないが、浜田市を離れても、浜田市は良かったという印象を残せるような地域との関わりの機会があると良い。	(意見)

以下、アンケート形式による

条例を見た感想は	
1	市政において、市民の担う役割が増すのは良いことだと思った。
2	公民館が市民の交流の場として活用されていくことを見て若者が地域と交流することができると思い良いと思った。
3	分かり易く書かれており、市民と市が協力することの大切さを感じた。
4	逐条解説によって読みやすいと感じた。細かな施策もあり、想像し易いものであった。
5	分からない単語がなく、読み易かったと思います。
6	条例の特徴として、まちづくりの主役が市民であるということは良いことだと思った。
7	浜田市がどのような活動をしているのかを深く知ることができた。
8	内容を理解できたが、内容の量が多いと思う。
9	学生の意見を聞いて頂けることを初めて知った。コロナウイルスなど感染対策をどのように行い、取り組んでいるのかをもう少し細かく記載してほしいと思った。
10	解説があり、分かりやすかったです。
まちづくりの拠点となる公民館がより使いやすく、人が集まりやすい施設にするにはどうしたらいいですか	
1	まちづくりの拠点として公民館の利用にこだわる必要はないと思われます。
2	公民館の活動内容をもっと発信する。
3	情報を幅広く発信する。
4	知らないために行動の候補にならないと思うので、今回の話し合いで出たように情報発信をしていくことが必要だと考えます。
5	公民館の場所や使用目的が分からないので、その説明もあった方が良いでしょう。
6	公民館で定期的にイベントを開催すると良いと思う。
7	興味が持てるような活動
8	公民館の位置は知らない方がいます。公民館の使用方法を知らない方がいます。
9	各地域での行事を増やす。 知名度が上がるような場所を作る。
10	公民館は小さい子と高齢者、その保護者と兄弟など、徐々に人を集めると良いと思う。
情報発信、情報収集するためにはどんな方法がよいと思いますか	
1	情報発信、収集ともにチャンネルが少ない。インターネットの利用等により増やすと良いと思う。
2	公民館の活動内容をもっとインターネットやSNSを使って情報発信すると良い。
3	インターネットへ提示する。
4	チラシ、Twitter 等、紙媒体とインターネット両方を使っていくのが良いと思います。
5	ホームページに情報があっても、ホームページを見に行かないので、ポストに紙を入れる方が良いと思う。
6	インターネットやSNSを使って情報発信すると良い。

7	アンケート調査をすると良いと思う。
8	学校や公園などの看板を情報発信に利用すると良いと思う。
9	インターネット
10	チラシ、おたより
高等教育機関が「まちづくりの推進」で出来ることは	
1	勉強している分野がそれぞれ違うので、それぞれの分野に合った形を提示するとよい。
2	老人ホームや介護施設での活動。
8	今回のような機会を設けること、また、改まったような場だけでなく楽しみながら参加できる場があると良いと思います。
4	地域との交流だと思う。
5	市政の参画に必要な情報が提供できると思う。
6	ごみ拾いや交流会だと思う。
若者がまちづくり活動に参加しやすくするためにどうしたらいいですか	
1	既得権を守るための否定的意見を排除するとよい。
2	学校に、まちづくり活動の情報を配布する。
3	情報を発信する。
4	オンライン参加がまちづくり活動に参加し易いと思う。
5	祭りなどの若者も集まりやすいイベントを行うと良いと思う。
6	機会をつくり、情報を提供します。
7	どのようなことが行われているのか情報が入ってくると参加しやすい。
8	小さいころから地域に触れ合うような場を作ると良いと思う。

